

平成29年4月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員21名中21名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 6番 金子東洋治委員、7番 吉田彰宏委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 辞任の同意願いについて ・議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第4号 農用地利用集積計画(案)について ・議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について ・議案第6号 認定農業者の認定について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進委員の候補者の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より候補者の説明を行い、候補者の選定に係る今後のスケジュール等の説明を行った。 <p>【2】平成28年度利用状況調査の結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、結果の報告を行った。 <p>【3】平成30年度農林関係税制改正に関する要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、本年度は要望無しということで決定した。

	<p>【4】平成29年度農業体験教室の出務当番について ・事務局より説明を行った。</p>
5．閉会	<ul style="list-style-type: none">・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後4時30分)

議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号辞任の同意について審議を行います。なお、本議案中、武藤文夫委員に係る事項がございますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、武藤委員にはここでご退席願います。
	【武藤文夫委員退席】
議長	それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号辞任の同意願いについてご説明いたします。 農業委員会等に関する法律第13条の規定により、議席番号4番武藤文夫委員が農業委員会に辞任の同意を求めるものでございます。辞任の同意願いについては平成29年4月3日付、農業委員会に提出されたものでございます。 説明は以上です。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、同意することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員挙手ですので、本件については、同意することといたします。
	【武藤文夫委員入室】
議長	全員の同意を得ましたので、ご報告いたします。
	【武藤文夫委員あいさつ・退室】
議長	続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議いたします。整理番号3－1の案件について審議いたします。地区担当の小島好夫委員より、現地調査報告をお願いいたします。

13番

農地法第3条整理番号3－1について、4月20日に岩澤太朗委員とともに調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字落合字松葉地内でございます。

申請地については、一部にじゃがいもが作付けされておりました。譲受人は他にも大字阿須地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をするため、申請地を譲り受けるとのことです。主に露地野菜を作付けしており、代表委員会にも本人が出席をし、経営方法などの説明を行っている案件でございます。

また、譲受人から申請地に関する作付け計画書が提出されており、申請地取得後も作付けされると考えております。

通作に関しても、特段問題ないと考えております。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、農地法第3条の整理番号3－1号について補足説明いたします。申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、小島好夫委員の説明のとおりです。

譲受人は、申請地の近くの圃場にて利用権設定による営農を行っており、農業経営の拡大をするため、申請地を取得したく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜を中心に、じゃがいもやのらぼう菜、トマト等を作付けしており、利用権設定を受けている農地については、全部耕作されております。

また、通作に関してですが、住民票上は横浜住まいですが、自身で経営する事業の拠点となっている飯能市の仲町から通作が可能とのことですので、問題ないと考えられます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成29年4月3日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機、トラクターを所有しており、他の必要な農機具を所有しております。

3つ目は、個人申請ですので、生産法人関係には、該当ありません。

	<p>4つ目については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と借入地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。 説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました岩澤太朗委員何かござりますか。
3番	特段ございません。小島委員の説明のとおりでございます。
議長	この件については、代表委員会でも審議していただきましたので、木崎稔代表委員会委員長にご意見をいただきたいと思います。
19番	先月の総会後に行われました代表委員会に申請者が出席し、話を伺うことができました。内容としては、小島委員の説明のとおりでございます。申請者は飯能市出身の方で、県外にてレストランを経営しているとのことです。目標としては、安全安心な自社ブランドを確立し、将来的には果樹や米なども栽培していきたいと考えているそうです。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、賛成の方は举手を願います。
	【全員举手】
議長	全員賛成ですので、許可することといたします。 続きまして、整理番号3-2について審議いたします。なお、本案件については、議案第3号整理番号5-2と関連がありますので、併せて審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
議長	それでは、併せて審議いたします。はじめに、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号整理番号5-2について、説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

続きまして、地区担当の吉田彰宏委員より、現地調査の報告をお願いいたします。

7番

それでは、案件ごとに説明をいたします。

はじめに、整理番号3-2について、説明いたします。4月22日に金子東洋治委員とともに現地調査を行いました。

申請地は、大字上名栗字原地内でございます。

農地の現状は、雑草こそあるものの耕せばすぐにでも農作業のできる農地でありました。申請地については、後継者等もおらず、所有者も今は隣接する宅地には住んでいない状況であります。

宅地部分についても、こちらの譲受人が購入することです。申請地取得後は、申請者がこちらに移り住むと聞いております。

また、申請地について、作付け計画も提出されており、耕作されると考えております。

続きまして、整理番号5-2について、説明をいたします。同じく4月2日に金子東洋治委員と調査を行いました。整理番号3-2と同様申請地は、大字上名栗字原地内でございます。

ただいま説明を行いました農地の隣接地になります。

農地の現状については、特段問題はない状態でした。今回の申請で南と北にある宅地を行き来するために、宅地の一部を通路敷地として申請するものであります。

こちらに関しても、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、農地法第3条の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、吉田彰宏委員の説明のとおりです。

まず、経緯及び周辺のご説明をさせていただきます。宅地については、飯能市まちづくり推進課の空き家バンクに登録されている物件で、今回の申請者が購入をする方向で調整中であります。その隣接する農地を農地として取得したいという申請と、現在南と北に位置している宅地への進入路がないことから、一部を進入路として転用するための申請となります。

現在は市外に住んでいますが、申請地取得後はこちらに移住する予定です。よって、通作に関しては、問題ないと考えます。作付けの計画ですが、

じゃがいもや、きゅうり、トマト、ナス等を作付けされる計画です。

申請年月日は、平成29年3月31日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目の申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目の機械の所有状況ですが、耕運機1台、所有しております、他の必要な農機具を所有しております。

3つ目は、個人申請ですので、生産法人関係には、該当ありません。

4つ目は、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目の取得者の農地面積は、この地域の取得要件である下限面積5aを超えており、取得要件を満たしております。なお、本件は下限面積を30aから5aの引き下げにより、取得可能となったものです。

6つ目については、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、特に不許可要件に該当するものはございません。

続きまして、農地法第5条の整理番号5-2について補足説明いたします。現地の状況については、吉田彰宏委員の説明のとおりです。

また、経緯については先ほど説明させていただいたとおりです。

申請年月日は、平成29年3月31日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、申請地及び宅地部分の購入費も含めて、全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認させていただいております。

2つ目の利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目の許可後の実効性ですが、本人への聞き取り等から判断して、実効されないと考えています。

4つ目の申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接地に関しては、申請者が所有する

	ことになりますので、特段問題ないと考えております。 以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。 説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました、金子東洋治委員何かございますか。
6番	両案件とも吉田委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
20番	進入路についてですが、分筆を行ったということですが、どの筆から分筆されたのでしょうか。
事務局	取得する西側の農地から分筆した形になります。
21番	目的は、ここで農業をすることですか。それとも移住をすることでしょうか。
事務局	今回の申請者は、移住を考えていた方になります。そうしたところ、農業も行いたいとの意向があり、思いどおりの申請地が見つかったことで、申請をされたものでございます。
事務局長	補足でございますが、山間地区において、空き家バンクを活用して、土地の所有者様からは宅地と農地をセットで提供をしたいという相談を受けることがあります。また、移住希望者からは、農に関心のある方が多くおり、是非セットで譲り受けたいという相談があります。今回はまさにそのような案件での申請でございます。
19番	今回の申請は、あくまで申請者が移り住むということでよろしいのでしょうか。
事務局	そうです。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、案件ごとに審議をいたします。はじめに整理番号3-2について、許可することに賛成の方は挙手願います。

	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号3－2については、許可することいたします。</p> <p>続きまして、整理番号5－2について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請について、審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の許可申請、整理番号5－1について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>整理番号5－1について、審議を行います。</p> <p>地区担当の小島茂委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
17番	<p>農地法第5条の整理番号5－1について、4月21日に横手一彦委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字大河原字森下地内でございます。</p> <p>申請地の状況ですが、まず農地への進入路がない状況です。また、作付けはない状況ですが、耕せば作付けはできるような状況でした。周辺に農地もないため、影響はないものと考えます。</p> <p>今回の申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>現地の状況については、小島茂委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は製材工場を営んでおり、その関連資材や廃材が多く出ており、困っていたとのことです。また、従業員の通勤車両を自宅に駐車していますが、車両が集中して駐車する際縦列駐車となるため、大変不便であったとのことです。そのような中、自宅裏の申請地を譲り受けることができることとなつたため、今回申請されるものです。</p>

申請年月日は、平成29年4月4日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目の、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。

2つ目の、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目の、許可後の実効性ですが、代理人の聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目の、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目の他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目の利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目の当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目の周辺農地への影響ですが、隣接農地はありませんので、問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、横手一彦委員何かございますか。

11番 小島委員の報告のとおりです。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

21番 この辺りは、農業振興地域になるのですか。

事務局 農用地ではありませんが、農業振興地域内になります。

21番 この辺りは、調整区域ですので建築等は難しいのですか。

事務局 今回の申請は、建築物等はありませんが、開発許可等が必要になります。

議長 他にありますか。

【なし】

議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は举手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 整理番号1の方は、3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾した方で、4月から新規就農者となった者であり、農業経営の拡大のために申請されるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 整理番号2の方については、今回土地所有者と話がまとまったため申請されるものです。飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
2番	設定する場所の現状は山林に近い農地もあるように思われますが、大丈夫

	でしょうか。重機等を入れなくとも平気でしょうか。
事務局	申請地については、傾斜こそあるものの、荒廃している状況ではありません。現状では、重機等を入れなくても問題ないと思われます。
事務局長	整理番号1の方については、営農面積が、まだ不足しているということで、今後も経営拡大をしていきたいという意向があります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することいたします。 続きまして、議案第5号平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第5号平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明をいたします。 本件は、農業委員会の事務の適性化を図る上で、農業委員会自らが活動の点検、評価をするものであります。今回から方法が少し変わりました。これまで、作成後ホームページ等で公表し、地域の農業者等の意見を反映した上で、最終的に農業委員会自らが、点検・評価を行うものとされてきましたが、今回から農業者等の方からの意見はいただきながらよくなりましたので、今回議案として提案させていただきました。 内容は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 【資料に基づき説明】 説明は以上です。
議長	質問、意見等はございますか。
18番	新たに認定農業者を希望される方はいますか。また、そのような相談を受

	けていますか。
事務局	現時点では、ございません。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、原案のとおりで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第6号認定農業者の認定について、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	説明いたします。 申請者から、農業経営改善計画書が提出されております。 この申請を認定することによりまして、申請者は認定農業者となります。 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項によりまして、農業委員会の意見を聞くことが求められておりますので、お諮りするものでございます。 今回の申請者は、3年前に会社を退職しており、現在は農協の直売所等での販売を行っております。5年後の目標としては、機械の導入やハウスを設置し生産性を高めていくとのことです。 説明は以上です。
議長	質問、意見等はございますか。
21番	申請者は、兼業農家ですか。
事務局	現在は、専業農家です。
21番	申請者との面談等はしていますか。
事務局	事務局が実施しています。市の基本構想等に照らし妥当と判断しています。
議長	他にございますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、農業委員会としても認定農業者として認める方向で賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することで、進めさせていただきたいと思います。次に報告第1号農地法第4条の規定による届出と報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年4月農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年5月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員20名中19名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 9番 関谷英男委員、10番 柏崎光一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第4号 農用地利用集積計画(案)について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進委員の候補者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より候補者の説明を行い、全員賛成で候補者を適格者とすることに決定した。 <p>【2】農地の権利取得における下限面積の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、現行の下限面積について説明し、次回6月総会で審議することとした。 <p>【3】農産物直売所等での有害植物による食中毒防止の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後4時30分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定の許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。地区担当の横手一彦委員より現地調査報告をお願いいたします。
11番	<p>農地法第3条の規定による整理番号3-1について5月21日に小島茂委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字小瀬戸字久留生地内でございます。</p> <p>申請地については、様々な作物が作付けされており、耕作放棄等はされておりません。今回現地調査をした日に譲受人に会い、申請までの経緯を伺うことができました。譲渡人ですが、耕作を行うことが難しくなってきていたため、新たにできる方を探していたとのことです。一方譲受人ですが、後継者もおり、また隣接農地も所有していることから、農業経営の拡大を考え今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>譲受人は主に露地野菜を栽培しており、また申請地の作付け計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されるものと考えられます。</p> <p>以上のことから、この申請に関しては適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局からの補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>現地の状況につきましては、横手一彦委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、申請地の隣接農地にて農業経営を行っており、農業経営の拡大を図りたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、露地野菜を中心に、ネギや白菜、じゃがいもを作付けしております。所有農地については、全部耕作されております。</p> <p>また、通作に関してですが、申請地は自宅にも近く、また隣接農地に関しても耕作されていますので、問題ないと考えられます。</p> <p>そうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月3日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>また、申請人の関係でございますが、譲受人と譲渡人とは兄弟です。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有しており、その他の必</p>

	<p>要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目は、個人の申請のため、生産法人関係なので、該当いたしません。</p> <p>4つ目については、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました小島茂委員何かございますか。
17番	特にありません。説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、許可することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可することといたします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議をいたします。はじめに整理番号4-1について地区担当の横手一彦委員より現地調査報告をお願いいたします。
11番	農地法第4条整理番号4-1について、5月21日に小島茂委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字久須美字桧平地内でございます。

	<p>申請地の状況ですが、山林に囲まれている状況で、周辺の山林と同じ傾斜が本申請地にもあることから、耕作をするのは難しい状況だと考えられます。</p> <p>この転用に関して、周辺農地への影響はないものと考えます。 説明は以上です。</p>
議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	<p>現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。</p> <p>申請地は、山間地域でないため、非農地判定を行っていない地域になります。今回は申請に合せて分筆を行いました。</p> <p>申請年月日は、平成29年4月28日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の案件については、新たに費用は発生いたしません。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、代理人の聞き取りや現状から判断して、実効されないとということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、現状から判断して、やむを得ないと考えます。</p> <p>7つ目、当事業が、造成のみで事業に供されないことはありません。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接地に関しては、申請者の農地であります。また農地は南側にあるため特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました小島茂委員何かございますか。
17番	特にありません。説明のとおりです。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件については許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号4-2について審議を行います。なお、整理番号4-2については、議案第3号整理番号5-1と関連がありますので、併せて審議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
議長	異議なしですので、併せて審議いたします。それでは、事務局から議案第3号整理番号5-1について説明をお願いします。
事務局長	議案第3号整理番号5-1について、説明いたします。【議案書読み上げ】説明は以上です。
議長	地区担当の横手一彦委員より、整理番号4-2及び整理番号5-1について現地調査報告をお願いいたします。
11番	はじめに、整理番号4-2について、説明をいたします。5月21日に小島茂委員とともに調査をいたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字小岩井字元山地内でございます。 申請地は、草刈り等されており、適性に管理が行われておりました。 申請人は、先の総会で通路敷地の農地転用を行っております。そのような中、駐車場が明らかに不足している事から今回の申請をされたとのことです。 今回の計画では、明らかに整理番号4-2の申請地だけでは、足らないため、整理番号5-1の申請地も併せて申請をされたものであります。 整理番号5-1についても、整理番号4-2と同日に小島茂委員と調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字小岩井字横吹地内でございます。 申請地は、梅の木が数本植えられている状況であります。 申請地の近くには、水路がありますが、既に使用をしている方はおらず、影響はないものと考えます。 この転用による周辺農地への影響もないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。

事務局

整理番号4－2から補足説明いたします。

現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。

申請人は宗教法人で、隣接地にて事務所を構えております。

今回、本堂の改築をし、法事等今まで以上に行う計画をしています。そのため、現在の駐車場だけでは、不足することが確実であるため、今回の申請をされるものです。

申請年月日は、平成29年4月27日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありませんので、特段問題ないと考えております。

続きまして、整理番号5－1について補足説明をいたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、横手一彦委員の説明のとおりです。

整理番号4－2で申し上げたとおり、申請人は宗教法人で、近接地にて事務所を構えております。

今回、本堂の改築をし、法事等今まで以上に行う計画をしています。そのため、現在の駐車場だけでは、不足することが確実であるため、今回の申請をされるものです。

申請年月日は、平成29年4月27日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで、預金残高の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、当事業が、造成のみで事業に供されないことはありません。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありませんので、特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、小島茂委員何かございますか。

17番 特にありません。

議長 ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、案件ごと審議をいたします。

はじめに、整理番号4-2について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、整理番号4-2については許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成ですので、整理番号5－1については許可すべきものとして意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号整理番号4－3について、審議を行います。地区担当委員の柏崎光一委員に現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>農地法第4条の整理番号4－3について、5月20日に木崎稔委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字原市場字宮ノ脇地内でございます。</p> <p>今回の申請は、既存住宅の建替えに関連し、崖条例の関係で既存の住宅の位置では、建替えが困難であり、位置をずらした上で、今回の申請地を含む形で建替えをされるものであります。</p> <p>申請地は、草が多少生えではおりますが、耕作をすぐに再開できる状況であります。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周辺に農地はありますが、主に南側に農地があるため、特段問題ないと考えます。</p> <p>今回の申請に関しては、やむを得ないものと考え、申請も適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第4条の整理番号4－3号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、申請地に隣接する自己所有の宅地にて居住しております。今回自宅が老朽化したため、建替えを検討していたところ、崖条例の関係で現在の宅地部分だけでは建替えが難しいため、農地にずれ込む形で申請をされるものであります。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月2日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで、預金残高の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない</p>

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地隣接の既存の住宅と併せて利用する計画です。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、平屋ということ、また主に南側に農地が残る形となるので、特段問題ないと考えております。また、隣接農地所有者から同意書が提出されています。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

説明は以上です。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

9番 申請者の住所地を確認していますか。

事務局 今回の申請にあたっては、住民票も提出いただいております。申請書のとおりでございます。

議長 他にございますか。

【なし】

議長 なしとのことで、本件について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員賛成】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長	<p>案件ごとに審議いたします。はじめに整理番号5－2について審議を行いますが、地区担当委員の綿貫幸進委員ですが、本件については、本人に関する事項がございますので、代わって森泉忠雄委員に現地調査報告をお願いいたします。また、綿貫幸進委員、半田正和委員、山下敏郎委員については、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退室願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【綿貫幸進委員、半田正和委員、山下敏郎委員退席】</p>
議長	それでは、森泉忠雄委員に現地調査報告をお願いいたします。
16番	<p>農地法第5条の整理番号5－2について、5月24日に松本健一委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字平松字東原地内でございます。</p> <p>申請地の周辺の状況ですが、南側は道路に接しております。西側については、倉庫2棟があります。北側については、資材置場があります。</p> <p>周辺については、すでに説明した状況ですので、周辺農地に影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから、特段問題ないと考え、適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－2号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、森泉忠雄委員のご説明のとおりです。</p> <p>申請人は農事組合法人で主に米や大豆を栽培しております。ここで法人化したこともあり、新たに乾燥調整をする施設を設置したいと考えていたそうです。そうした中、今回の申請地を借り受けることができることとなったため、申請地に倉庫を建築し、農作業の効率を上げるものであります。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月8日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、第1種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p>

4つ目、申請事業の施工に関して行政府の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地西側がすでに使用している倉庫になりますので、許可後は一体的利用をすることになります。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地は南側にしかないため、特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました松本健一委員何かございますか。

22番 森泉忠雄委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、許可すべきものとして、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。それでは、退席している委員に入室していただきます。

【綿貫幸進委員、半田正和委員、山下敏郎委員入室】

議長 続きまして、整理番号5-3について審議を行います。

地区担当委員の綿貫幸進委員に現地調査報告をお願いいたします。

15番 農地法第5条整理番号5-3について、5月23日に半田正和委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字平松字糀ヶ谷戸地内でございます。

農地の現状は、よく管理されており、すぐにでも農業の再開ができるような状況がありました。

周辺の状況ですが、北側には資材置場があります。東側には、住宅と茶畠、西側には、道路があります。南側には、農地があります。

今回の現地調査をしたところでは、この転用での周辺農地への影響はない

	ものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－3号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫幸進委員のご説明のとおりです。</p> <p>申請人は隣接地資材置場にて、事業を展開しております。今回は、入口が狭いため、ダンプトラックなどの出入りに苦労していたことと、仮置きの砂や砂利等の置場が不足していたため、申請地を借り受けるため、申請されるものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月2日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>また、平成29年4月18日に農用地からの除外が済んでいます。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、新たに発生する費用はなく、全て自社にて施工することとなっております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する資材置場と一緒に利用する計画でございます。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えています。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、境界付近には、土留を設置することとなっておりますので、段差の影響はないものと考えます。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました半田正和委員何かございますか。
18番	綿貫幸進委員の説明のとおりでございます。

議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号 5－4について地区担当の岩澤太朗委員に現地調査報告をお願いいたします。
3番	農地法第 5 条の整理番号 5－4について、5月 22 日に小島好夫委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字岩沢字河原地内でございます。 現地の状況は、家庭菜園の様な形で管理が行われており、様々な作物が作付けされておりました。 申請については、隣接する宅地の拡張をし、倉庫等を新たに設置するもので、周辺に関しても影響はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第 5 条の整理番号 5－4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、岩澤太朗委員のご説明のとおりです。 申請人は申請地の隣接地にて居住しております。3世代同居をしており家自体も手狭ですが、敷地自体が狭いため、大変不便をしていたとのことです。 そこで、今回隣接する農地を譲り受けることができることとなったため、申請をされるものです。 申請年月日は、平成 29 年 5 月 8 日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第 2 種農地に該当します。 次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。 1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うという

ことで、預金残高を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありますが、計画では物置程度のものしか置きませんので、特段問題ないと考えております。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました小島好夫委員何かございますか。

13番 岩澤太朗委員の説明のとおりでございます。

議長 ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-5について岩澤太朗委員に現地調査報告をお願いいたします。

3番 農地法第5条の整理番号5-5について、5月22日に小島好夫委員と調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字岩沢字河原地内で、岩沢地区の最南端でございます。

以前は、自己用の露地野菜を作付けしていましたが、現在は作付け等行われておりません。非常に小さい土地が多くある地域でございます。以前はこの辺り一体が水田であったと聞いております。

一体の農地の最南端であり、北側には住宅がありますので、特段周辺農地

に影響はないと考えております。南側には道幅の広い道路がありますので、住宅としては申し分ない土地だと思います。

説明は以上です。

議長

事務局より、補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、岩澤太朗委員の説明のとおりです。

申請人は現在大字岩渕にて両親と同居をしております。当初は実家の敷地内にて住宅を建築する予定でしたが、敷地内では手狭で、建築することが難しかったため、別の敷地を探していたとのことです。条件としては、実家に近いこと、また来春に入学を控えた娘さんがいるため、通学が容易であることなどがあります。申請地は加治東小学校に大変近い場所でもありますので、申請者にとっては申し分ない土地となります。

そうしたことから、今回隣接する農地を譲り受けることができることとなつたため、今回の申請をされるものです。

申請年月日は、平成29年5月8日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金で賄うということで、関係書類を請求し確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありますが、計画図等から判断して特段問題ないと考えます。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました小島好夫委員何かございますか。
13番	岩澤委員の説明のとおりでございます。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5-6について地区担当委員の金子東洋治委員に現地調査報告をお願いいたします。
6番	<p>農地法第5条整理番号5-6について、5月20日に吉田彰宏委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下名栗字新シ地内でございます。</p> <p>農地の状況ですが、耕作している様子はないですが、管理は行われている様子で、耕作の再開はできるような状況です。</p> <p>今回の申請については、申請地北側の宅地に住宅を建築し、申請地を駐車場敷地とするとのことです。</p> <p>周辺農地への影響ですが、駐車場敷地ということでもありますので、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局より、補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5-6について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、金子東洋治委員のご説明のとおりです。</p> <p>申請人は申請地に近接する住所地に居住しております。</p> <p>今回申請地に隣接する宅地にて、申請者の宅地を建築する計画があります。申請地については、住宅の建築はありませんが、申請地は駐車場敷地として計画をしております。申請地は息子の駐車場と来客用の駐車場を確保する計画であります。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月8日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域外にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うこととなり、預金残高の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありますが、計画図等から判断して特段問題ないと考えます。

以上、本件は許可することでやむを得ないとと思われます。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました吉田彰宏委員何かございますか。

7番 金子委員の説明の通りです。

議長 ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5－7について地区担当委員の吉田彰宏委員に現地調査報告をお願いいたします。

7番 農地法第5条整理番号5－7について、5月20日に金子東洋治委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

	<p>申請地は、大字上名栗字桑原地内でございます。</p> <p>農地の状況ですが、果樹や紫ツツジ等が植栽されておりました。</p> <p>譲受人でございますが、申請地の隣接地に居住しております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周辺に農地がないため影響はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局より補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－7について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、吉田彰宏委員のご説明のとおりです。</p> <p>申請人は申請地に隣接する宅地にて居住しております。</p> <p>申請人ですが、高齢になっており、洗濯を干すことに苦労していたとのことです。現在のもの干し場は2階にありますが、洗濯機が1階の申請地に近い場所にあります。当初自宅の敷地内にて設置を考えていたとのことですが、建築関係の仕事をしているため、自宅敷地内に設置した場合、手狭であることとプライバシーの関係もあるため、断念したと聞いております。</p> <p>そうしたことから、申請地を譲り受けることができることとなったため、申請地を取得し、もの干し場を設置することです。</p> <p>申請年月日は、平成29年5月8日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て自己資金にて賄うこととなり、預金残高の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はありますが、計画図等から判断して特段問題ないと考えます。</p>

	以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。 説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました金子東洋治委員何かございますか。
6番	吉田彰宏委員の説明の通りです。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
14番	申請地に隣接している土地は誰が所有していますか。
事務局	申請者が所有している宅地になります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 整理番号1の方は、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾した方で、4月から新規就農者となった者であり、農業経営の拡大のために申請されるものです。 整理番号2の方も、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾した方で、4月から新規就農者となった者であり、農業経営の拡大のために申請されるものです。 両者とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、両者とも適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用し

	て耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。口、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。説明は以上です。
議長	質疑に入ります。質問、意見等ございますか。
15番	資料に記載している場所は、現在借りているところですか。
事務局	そうです。
15番	かなり広域で借りているようだが、通作等は大丈夫でしょうか。
事務局	市としてもある程度まとまって集積するよう指導しておりますが、今回の案件については、雇用等も行い、この程度の分散であれば対応可能と本人からは伺っております。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することいたします。 続きまして、報告第1号・2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び農地法5条の規定による農地転用届出についてご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年5月農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年6月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員20名中19名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 11番 横手一彦委員、12番 吉田健治に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第3号 農地の権利取得における下限面積の設定について ・議案第4号 農用地利用集積計画(案)について ・議案第5号 非農地判定について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について ・報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消について
4. そ の 他	<p>【1】農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より候補者1名ずつ説明を行い、新たな農業委員会が委嘱することで承認された。 <p>【2】農地利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、スケジュールや利用状況調査員等の説明を行った。 <p>【3】プラムポックスウイルス(PPV)調査の終了について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、昨年度いっぱいで調査が終了した旨の説明を行った。

	<p>【4】農業者年金加入推進活動計画等について</p> <ul style="list-style-type: none">・事務局より説明を行い、農業者年金加入促進活動等の説明を行った。
5. 閉会	<ul style="list-style-type: none">・吉田勝紀会長より閉会を宣言した。 (午後4時30分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第4条の規定の許可申請について、審議を行います。なお、整理番号4-1については、議案第2号整理番号5-3と関連がありますので、併せて審議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。地区担当の内野博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
14番	農地法第4条の規定による整理番号4-1、農地法第5条の規定による整理番号5-3について6月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字下畠字保入地内でございます。 申請地については、作物等の作付けはありませんが、綺麗に管理されており、草等ない状況でした。 周辺農地への影響でございますが、南と北側に農地が残っておりますが、隣接する既存宅地には住宅が前からあったことも考えると、新たに申請地に住宅が建設されても、影響はなく特段問題はないと考えます。 以上のことから、この申請に関して適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局からの補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第4条の整理番号4-1について補足説明いたします。 現地の状況については、内野博司委員の説明のとおりです。 申請者は、現在申請地に隣接する宅地を所有しており、そちらの建替えを検討していたところ、現在の宅地部分では建築が難しくなったため、今回の申請をするものです。 申請年月日は、平成29年6月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金から賄うことで、関係書類の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、代理人の聞き取り等から判断して、実効されないと考えています。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、既存の宅地と整理番号5-3の案件と一緒に利用をする計画です。

6つ目、利用面積ですが、現状から判断して、妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

次に、農地法第5条の整理番号5-3について補足説明いたします。

理由等については、整理番号4-1と同様でございます。

申請年月日は、平成29年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、新たに発生する費用はありません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えています。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、整理番号4-1と同様です。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはありません。

8つ目、周辺農地への影響ですが、譲渡人の農地が隣接いたしますが、境界に植栽等を行う計画となっていることや、そもそも譲渡人で同意もありますので、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して現地調査したのは、私です。 内野博司委員の説明のとおりでございます。 それでは、質疑に入ります。質問、意見等ございますか。
1 番	譲受人、譲渡人の関係は、どのような関係になりますか。
事務局	親戚関係に当たります。
議長	その他、ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、案件ごと審議いたします。はじめに整理番号4－1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議をいたします。はじめに整理番号5－1について地区担当の半田正和委員より現地調査報告をお願いいたします。
18番	農地法第5条整理番号5－1について、6月25日に綿貫幸進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。

	<p>申請地は大字小久保字新田前地内でございます。</p> <p>申請地の状況ですが、畑が道路より高い位置にあり、高低差があるため、土留めで土砂が流失しないようにしてあります。しそ等が生育しておりました。残った南側の農地に関しては、貸渡人の農地になります。利用計画についても、残った農地の管理道のスペースを確保するため、その後の管理も続けることができると考えます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、南側に農地が位置しているため、特段ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、半田正和委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在狭山市に在住の方で、貸渡人とは親族関係になります。</p> <p>申請人は、借り住まいであり、現在の状況が手狭になってきたとのことで、申請地を借り受けることができることとなったため、今回の申請をされるものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年6月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、農用地区域内の農地でしたが、平成29年4月18日付で農業振興地域整備計画変更済みです。除外後は、第1種農地に該当します。第1種農地ですので、原則不許可となります。集落接続をしていることから、不許可の例外が適用されます。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金にて賄うということで、関係書類等確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えています。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はございますが、申請地の南側でありますので、特段問題ないと考えております。</p>

	補足説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。
15番	半田正和委員の報告のとおりでございます。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
21番	隣接する宅地がご実家ですか。
18番	現地調査をしたところでは、隣接する宅地に居住している方は、違う方でした。
事務局	申請者のご実家は、同地区内ですが、申請地より少し北側にございます。徒歩で数分の距離にあります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5-2について、審議を行います。地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いします。
15番	農地法第5条の整理番号5-2について、6月25日に半田正和委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下川崎字中原地内でございます。 申請地の状況ですが、草が全くなく、いつでも耕作が再開できるような状況がありました。 周辺農地への影響ですが、周辺にはいくつか農地がありますが、北側にある既存宅地に寄せる形で計画を行っていますので、日照等に十分配慮した形であることから、やむを得ないと考えます。 現地調査報告は以上です。

議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在借り住まいります。貸渡人との関係ですが、親族関係になります。将来のことを考え、両親とも相談し、今回の申請地を借り受けることができることとなったため、申請地に自己専用住宅を建築するものであります。</p> <p>申請年月日は、平成29年6月2日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、農用地区域内の農地でありましたが、平成29年4月18日付けで農業振興地域整備計画変更が済んでおります。除外後は、第1種農地に該当します。第1種農地ですので、原則不許可になりますが、集落接続をしているため、不許可の例外に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、全て借入金にて賄うということで、関係書類の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えています。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地は東、南、西にあります が、配置図等から判断しても、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました半田正和委員何かございますか。
18番	綿貫幸進委員の説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】

議長	なしとのことですので、整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議を行います。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定についてご説明いたします。本件については、先月の総会において案の説明をさせていただきました。 平成21年の改正農地法において、別段面積を農業委員会で定めることができることとなりました。 本市の現行の下限面積でございますが、精明地区が50a、山間5地区が5a、その他の区域は30aとなっております。 慎重審議をしていただければと思います。 説明は以上です。
議長	質問、意見等はございますか。
19番	変更後の実績等はどのようにになっておりますか。
事務局	平成27年に4件、平成28年に9件、平成29年から2件の3条申請がありました。その内下限面積引き下げにより取得ができることとなったものは、平成27年1件、平成28年3件、平成29年1件となっております。
議長	下限面積引き下げにより、取得した後の農地の管理が適正にできているか気になりますが、その辺りはいかがでしょうか。
事務局	現時点において、懸念されていた違反転用等の報告はございません。ただし、作付け等が軌道にのっていない状況はあるかと思います。
19番	宅地等と合せて、農地を所有したいという要望などはありますか。
事務局	そういった要望もございます。 また、平成29年4月総会でご審議いただきました案件も譲受人と譲渡人から宅地と農地をあわせて売買をしたいという意向があり、許可となっていました。

	ます。
議長	その他何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、現行のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、現行のとおりといたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、審議をいたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 整理番号1の方は、平成28年度に新規就農された方です。今回の申請は農業経営の拡大のために申請されるものです。 整理番号2の方は、既に所有している農地に近接する農地を申請するものです。 整理番号3の方は、農業法人の方で、大字平松地区には初めての参入ですが、市内数箇所に農地を借りており、農業経営の拡大のため申請するものです。 全ての案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
21番	整理番号3の方は主に宮沢地区を拠点としているかと思いますが、どのような営農体制ですか。また、営農形態はどのような形になりますか。

事務局	体制ですが、社長と従業員が3名おります。従業員は専従です。 無施肥無農薬で営農を行っています。
議長	整理番号2の方は、所有農地に関しては管理がされていますか。
事務局	果樹が栽培されています。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することといたします。 続きまして、議案第5号非農地判定について審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第5号非農地判定について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。詳細については、担当から説明いたします。
事務局	今回の判定については、既に予定された山間5地区の全地区での判定が終了しているところでございますが、その後意向確認が提出されたもので、追加の判定となっております。 本議案については、吾野地区、東吾野地区で意向確認書が提出されたもので、今回議案として提案させていただいたものです。 なお、吾野地区については、6月15日に吉田健治委員と大野次夫委員とともに現地調査を行いました。 東吾野地区については、6月21日に井上準一委員と大野次夫委員とともに現地調査を行ったものでございます。 いずれにしても、提出させていただいた全ての農地が山林化しており、非農地として判断してよいのではないかということで、提案をさせていただくものでございます。
議長	調査していただきました各委員から報告をお願いします。
12番	大野次夫委員と事務局と現地調査をさせていただきました。

	現地は、既に山林化しており、どうにもならない状況で、接道も1尺ほどしかない山道しかないので、復旧は困難であると思います。仮に復旧されても、肥料等の農業用の資材を運ぶのも難しいような場所でした。 説明は以上です。
20番	事務局の説明のとおり、6月21日に現地調査を行いました。 現地は雑木や、竹が混在した状況で、荒れ果てておりました。 農地に復旧することは難しいと考えます。
議長	ただいまから質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について議案に提案されている全ての農地を非農地とすることで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、提出された全ての農地を非農地とすることといたします。続きまして、報告第1号・2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び農地法5条の規定による農地転用届出、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消についてご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を吉田勝紀会長にお願いいたします。
会長	以上で、平成29年6月総会を閉会いたします。

平成29年7月 飯能市農業委員会臨時総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員10名中10名出席により成立)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 臨時議長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第107条の規定に準じて指名することで全委員異議なく 年長委員の綿貫幸進委員に決定した。
3. 仮議席の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議長が仮議席の指定を行った。
4. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時議長が 仮議席番号1番 大久保博司委員と仮議席番号2番 関谷英男委員を指名した。
5. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 会長互選(議長の交代) ・議案第2号 会長職務代理者の互選について ・議案第3号 議席の決定について ・議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
4. そ の 他	
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時30分)

臨時議長	これより議事に入ります。はじめに、議案第1号会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき会長の互選を行います。
仮8番	お諮りいたします。会長の互選の方法はどのような方法で行いますか。
臨時議長	山下富司委員の発言を許可します。
仮8番	会長互選については、指名推薦にすべく動議いたします。
臨時議長	ただいま、山下富司委員から会長の互選は、指名推薦にすべく旨の動議がありましたので、お諮りいたします。 本動議を直ちに議題としてよろしいか賛成の委員は、举手願います。
【全員挙手】	
臨時議長	飯能市農業委員会会議会則第8条による2分の1以上の同意がありましたので、動議は成立いたしました。よって本動議を議題として採決いたします。
	お諮りいたします。本動議につきましては、地方自治法第118条第2項の規定の準用により、全員の方の賛成が必要となります。
	本動議のとおり、会長の互選について指名推薦することに賛成の委員は、举手願います。
【全員挙手】	
	全委員の賛成が得られましたので会長の互選について、指名推薦によるこの動議は可決されました。
	お諮りいたします。指名につきまして、どなたかいらっしゃいますか。
仮7番	はい。
臨時議長	発言を許可します。
仮7番	会長には、吉田勝紀委員にお願いしたいと存じます。
臨時議長	ただいま、山下敏郎委員から吉田勝紀委員を指名する発言がございました。

お諮りいたします。当選人と定めることについて、地方自治法第118条第3項の規定の準用により、全員の同意が必要となります。

ただいま、山下敏郎委員からの指名がありました吉田勝紀委員を会長の当選人と定めることに同意される委員は、挙手願います。

【全員挙手】

臨時議長

全委員の同意が得られましたので、ただいま指名がございました吉田勝紀委員を会長の当選人とさせていただきます。

会長に当選しました吉田勝紀委員に対し、本席から当選の告知をいたします。会長が決まりましたので、これで臨時議長の職を解かせていただきます。

それでは、新たに会長に就任されました吉田勝紀会長にごあいさつをいただき、議長を引き継ぎますので、よろしくお願ひします。

【議長の交代】

議長

ただいま、私を会長に当選させていただき光栄に存じます。伝統ある当農業委員会の名を汚すことのないよう、努力する所存でございます。

皆様のご指導、ご協力をお願いし、就任のごあいさつとさせていただきます。

引き続き議事を進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者の互選を行います。

お諮りいたします。会長職務代理者の互選の方法は、会長の指名推薦で行いたいと存じますが、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

飯能市農業委員会 会議会則第10条による過半数の賛成者がありましたので、会長より指名することに決定いたしました。

会長職務代理者に、関谷英男委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、会長より指名いたしました関谷英男委員を会長職務代理者の当選人とすることに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

飯能市農業委員会 会議会則第10条による過半数の賛成者がありましたので、関谷英男委員を会長職務代理者の当選人と決定いたします。

	<p>ただいま、会長職務代理者に当選されました、関谷英男委員を本席から告知いたします。</p> <p>会長職務代理者に当選されました、関谷英男委員に当選承諾のごあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>ただいま、私を会長職務代理に当選させていただき光栄に存じます。伝統ある当農業委員会の名を汚すことのないよう、努力してまいりますので、皆様のご協力をお願いし、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第3号議席の決定を行います。</p> <p>議席の決定につきましては、飯能市農業委員会会議規則第6条の規定によりくじで決定いたします。仮議席番号1番からくじを引いて下さい。</p>
	<p>【仮議席番号1からくじを引く】</p>
議長	<p>全員の方がくじを引いていただいたでしょうか。</p>
	<p>【もれなし】</p>
議長	<p>それではお手元のくじの番号により、議席を決定させていただきます。恐れ入りますが、各委員は議席順に着席してください。</p>
	<p>【議席の移動】</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、今回の委嘱については新たな農業委員会が発足した後に委嘱することとなっておりますが、既に農地利用最適化推進委員の候補者の方々については、平成29年2月15日から平成29年3月15日までの間に募集を行いまして、前農業委員会において既に候補者の選考を行っており、全候補者が適格者であると承認されておりますことを申し伝えさせていただきます。</p> <p>それでは、整理番号順にご説明をさせていただきます。</p>
	<p>【議案書読み上げ】</p>
	<p>以上9名の方が候補者となります。</p>

	説明は以上です。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしの声がありましたので、整理番号ずつ審議をいたします。はじめに整理番号1の石田常夫氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、整理番号1の石田常夫氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。 続きまして、整理番号2の内野博司氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、整理番号2の内野博司氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。 続きまして、整理番号3の大野次夫氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、整理番号3の大野次夫氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。 続きまして、整理番号4の落合久明氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、整理番号4の落合久明氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。 続きまして、整理番号5の柏崎光一氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】

議長	<p>全員賛成ですので、整理番号5の柏崎光一氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号6の都築敏夫氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号6の都築敏夫氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号7の野口栄一氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号7の野口栄一氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号8の柳戸光重氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号8の柳戸光重氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号9の吉田彰宏氏について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号9の吉田彰宏氏については、農地利用最適化推進委員を委嘱することといたします。</p> <p>候補者全ての方に委嘱することとなりました。農地利用最適化推進委員を委嘱することとなった方々には入室していただき、委嘱状をお渡します。</p>
	<p style="text-align: center;">【農地利用最適化推進委員入室。会が委嘱。会長より委嘱状を渡す。】</p>
議長	<p>予定された全ての議題が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>関谷英男職務代理から閉会をお願いします。</p>

職務代理

以上で農業委員会臨時総会を終了いたします。

平成29年7月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (なお、農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 1番 松本健一 委員、2番 山下敏郎 委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】平成 29 年度農業委員・農地利用最適化推進委員新任者研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、スケジュール等の説明を行った。 <p>【2】平成 29 年度農地利用最適化活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、内容及びスケジュール等の説明を行った。 <p>【3】平成 29 年度農業委員会懇親会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、内容の説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3時 30分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定の許可申請について、審議を行います。事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	<p>農地法第3条の規定による整理番号3－1について7月23日に山下富司委員また、柳戸光重推進委員、都築敏夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下加治字郷路地内でございます。</p> <p>申請地については、草が多少生えている状況でした。農地の周辺はブロック等で土留めがされておりました。農業経営するうえでは、申し分のない土地だと思います。</p> <p>譲受人は主に落合で農業経営をしている方で、直売所等にも出荷している方で、熱心に農業に取り組んでおります。農業経営の拡大のため申請地を譲受けるとのことです。所有地については、主に露地野菜を作付けしています。また、譲受人から申請地において作付け計画書が提出されていますので、申請地取得後も耕作されるものと考えます。</p> <p>計画は、白菜やネギ等です。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況ですが、常時従事していることから、申請地取得後も従事されると考えられます。</p> <p>通作については、自宅から車で15分ほどとのことで、現地調査を行ったところでは、この申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局からの補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、農地法第3条の整理番号3－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、申請地の隣接農地にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、露地野菜を中心に、ネギや白菜、水稻等を作付けしております。</p> <p>所有地については、全部耕作されております。</p>

	<p>また、通作に関してですが、申請地は自宅から車で15分程度ということです。同じく、精明地区の下川崎や芦苅場の農地を所有しており、そちらも耕作されていることから、問題ないと考えられます。</p> <p>こうしたころから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年7月3日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕耘機5台、軽自動車1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当 없습니다。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得要件であるこの地域の下限面積50aを申請地と所有地合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、特に不許可要件に該当するものはありません。</p>
議長	同行して現地調査をしていただきました柳戸光重推進委員何かござりますか。
推8番	綿貫委員の説明のとおりです。周辺を農地に囲まれている農地で、耕耘等を行えば、よい農地になるかと思います。
議長	都築敏夫推進委員何かござりますか。
推6番	機械を入れて管理を行えばよい農地となると思われます。綿貫委員の説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等ございますか。
4番	譲受人の年齢を教えていただけますか。また、継続的に農業を行えるのでしょうか。
事務局	譲受人は、現在77歳です。妻、子と一緒に農業経営を行っているため、継続的に営農は可能であると考えております。
議長	ほかにありますか。

	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしのことですので、許可することで賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、本件について許可することといたします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
	<p>地区担当の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>農地法第4条の整理番号4-1について、7月24日、野口栄一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字落合字道間地内でございます。畠1筆103m²です。 農地の現況は、当初より現状の状態になっているため、新たに周辺農地への影響はないと考えます。 以上、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条の整理番号4-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大久保委員の説明のとおりです。 申請者は、現在申請地に隣接する宅地を所有しており、そちらの建替えを検討していたところ、現在の通路敷地では1.8mしかなく、建築基準法に適合していないことから、それを適合させるため、今回の申請をするものです。事務局では、今回の件はやむを得ないのではないかと判断しているところでございます。 申請年月日は、平成29年6月30日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

	<p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の農地転用に係る新たな費用はございません。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、代理人への聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、既存の宅地と合せて利用する計画です。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、現状から判断して、やむを得ないと考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことがないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	同行して調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。
推7番	現地調査したところ、道路から20メートルくらい先に宅地がある状況で、市内でもあまり見ない事例だと思いますが、宅地の建替えのために申請をされるということですので、やむを得ないのでないかと思います。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
10番	通路敷地については、舗装がされているのですか。
事務局	一部舗装がされております。
5番	公図上、一部細くなっている部分はどのようにになっているのでしょうか。
事務局	セットバック部分になります。既に寄附採納に関する申込がされております。
議長	この通路を使っている方は他にいるのですか。

事務局	あくまで申請者の通路敷地となっています。
1番	この申請の許可後の道路幅は何メートルになりますか。
事務局	4メートルです。
議長	ほかにございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議をいたします。はじめに整理番号5-1について地区担当は私ですので、代わって内野博司推進委員に現地調査報告をお願いいたします。
推2番	農地法第5条整理番号5-1について、7月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字下直竹字横吹地内でございます。 農地の状況は、ユズが1本植えられており、その他の部分について作付けはされておりませんが、綺麗に管理がされておりました。 周辺農地への影響は、北側に農地がありますが、道路を挟んでおりますので、日照への影響はないと考えます。 東側及び西側は住宅、南側は倉庫となっております。 申請理由としては、在宅介護や通院等で住宅のより近い所に駐車をしたいとのことで、申請をされております。実際に調査したところでは、接している通路も狭いため、既存の宅地だけでは、不便であると思います。

	以上、現地調査をしたところでは、適當であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在申請地の東側の宅地に居住しております。夫婦二人で生活をしており、ご主人は、介護が必要な状況で、その送迎の車等が頻繁に出入りするとのことです。そのため、現状では、方向展開できるスペースがなく、また乗車する際にも距離があるため、苦労していたとのことです。こうしたことら今回の申請をされるものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年7月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、事業費に対して、全て自己資金にて賄うということで、確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して北側に農地はございますが、申請地に大きな建物が建築されるわけではありませんので、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上、本件は許可することでやむを得ないと思われます。</p>
議長	<p>同行して私が調査に行きましたが、内野推進委員の説明のとおりでございます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。</p>

	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
	<p>全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。</p>
	<p>続きまして、整理番号5－2について、審議を行います。地区担当の松本健一委員より現地調査報告をお願いします。</p>
1番	<p>農地法第5条の整理番号5－2について、7月22日に利根川哲委員と大野次夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字吾野字山崎地内でございます。</p> <p>申請理由については、申請者は現在自動車整備を行っており、現状で使用しているところだけでは、不足していることから今回の申請をされたようです。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段ないと考えます。</p> <p>以上、この申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局より、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、松本委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、自動車整備工場及びガソリンスタンドを経営しております。現在大字吾野字山崎地内で数箇所の車両置場や販売場所があり、経営を行っておりますが、そのうち借りていた一部を貸し手側の事情により、返却したとのことです。そのため、現在はなんとかやりくりをしている状況でありますが、車両置場が不足しているとのことです。そこで土地所有者から譲り受けることができることとなつたため、申請をされるものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年7月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、土地購入費及び造成費を全て自己資金にて賄うということで、関係書類の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する宅地との一体での利用となります。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことがないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地は東、南、西にあります、配置図等から判断しても、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました大野次夫推進委員何かございますか。

推3番 現在、70台ほど車を駐車していますので、現在駐車する場所については、大変苦労しているとのことです。

議長 質疑に入ります。質問、意見等はありますか。

事務局 補足で説明をさせていただきますが、申請地と道路に高低差があるため出入りについては、スロープをつけて対応するということで伺っております。

5番 私も現地を確認しましたが、宅地や工場と河川に囲まれている農地です。周辺の農地への影響はないと考えます。

議長 ほかにありますか。

【なし】

議長	なしとのことですので、整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5－3について審議いたします。 地区担当の松本委員より現地調査報告をお願いします。
6番	農地法第5条の整理番号5－3について、7月22日に利根川哲委員と大野次夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告します。 申請地は大字北川字加久木地内でございます。 申請者の法人は、薪ストーブ用の薪を販売している会社で、薪を乾燥させる場所が不足しているため、申請をされたようです。 農地の現況は、日当たりもよい状況で、広い土地でございますが、傾斜がきつい農地でございます。現在は、草刈り等の保全管理を行っており、管理は良好でありました。 この転用については、周辺農地への影響は特段ないと考えます。 また、内容についても適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局より、補足説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、松本委員の説明のとおりです。 申請年月日は、平成29年6月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、賃貸借になりますので、造成費のみで、その全てを自己資金で賄うとのことで、関係書類の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

	<p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する資材置場と一緒に使用することになります。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はないため、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました大野次夫推進委員何かございますか。
推3番	傾斜がかなりある場所にありますので、造成等が必要になると思いますが、技術や機械をもった法人ですので、問題ないと思います。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
7番	傾斜があるようですが、薪を置いた場合の豪雨等の対策はどのように行う計画ですか。
事務局	計画では、このまま置くのではなく、造成し平らな面をつくる計画です。
7番	河川が近くにありますが、豪雨の際マキが流れてしまう可能性はありますか。
事務局	薪置場として、薪をそのまま置くのではなく、薪を置く専用の箱を設置し、その中にマキを置いていく計画です。その箱も単純な箱ではなく、既存の薪置場と同様の頑丈なものを設置する計画です。
議長	その他ございますか。
4番	近くの資材置場をみるとかなり造成がされているかと思います。 重機を多く所有されているようで、慣れた法人だと思いますので、施工等については、問題ないのでないかと思います。
議長	その他ございますか。

	【なし】
議長	なしとのことですので、整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号・2号農地法第4条及び5条の規定による農地転用届出について、ご確認をしていただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年7月総会を閉会いたします。

平成29年8月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (なお、農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席) 1. 開 会 ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分) 2. 議事録署名委員の指名 ・議長が指名することで全委員異議なく 3番 関谷英男委員、5番 利根川哲委員に決定した。 3. 議 事 (内容は別紙) ・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 4. そ の 他 【1】農業振興地域整備計画変更の農業委員会としての意見について ・委員及び担当推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で許可相当として意見が決定した。 【2】飯能市農業委員会の体制整備に関する要望書について ・事務局より説明を行い、有害鳥獣対策、就農者等の支援拡充を盛り込むなどし、次回総会にて案を提案することとなった。 【3】「飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づく区域指定について ・2箇所の指定区域について、事務局より説明を行い、川越農林振興センターから異存なしで回答があつた旨の報告を行つた。 【4】平成 29 年度農地利用最適化推進活性化研修について ・事務局より説明を行つた。 【5】飯能市農業委員協議会会則（廃案）及び飯能市農業委員会互助会会則（案）について ・事務局より説明を行い、原案のとおり決定した。

5. 閉 会

- ・ 関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時10分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号の整理番号5－1の案件について審議いたします。なお、本件については、本人に関する事項がございますので、綿貫幸進委員には農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席願います。
	【綿貫幸進委員退席】
議長	それでは、地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	農地法第5条整理番号5－1について、8月22日に都築推進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字平松字東原地内でございます。 農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況であり、一部ネギが作付けされておりました。 申請地の北側には住宅が既に建っております。今回集落に接続するようこの申請にあわせ分筆を行っており、周辺農地への配慮を行っていることから、周辺農地へは特段影響はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。 申請人は、妻の実家で妻の両親と子ども3人で生活しており、大変手狭な状況となっております。こうしたことから、家族で暮らすための住宅を建築することを考え、両親にも相談をしていたとのことです。建築場所としては、現在の住居から離れた場所でなく、同地区内で住居を構えたいと考えていたとのことです。また、子どもの就学の関係や両親との関係を考え、実家に近い方がよいと考えたからだそうです。そこで、両親に相談をしたところ、当該農地を使用してもよいこととなつたため、申請するものでございます。

申請年月日は、平成29年8月4日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地」に該当いたします。本来であれば、原則不許可となりますが、本案件については、既存集落に接続しているため、不許可の例外が適応されます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費等全ての資金を自己資金と融資にて賄うということで、預金残高等関係書類の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えております。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請が同時申請済みであり、特段の問題はないということで、担当課に確認しております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して南側に農地がございますが、南側ということもあり、日照等への影響は特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました都築推進委員何かございますか。
推6番	山下富司委員の説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
2番	農業振興上も特段問題ないと考えます。
議長	その他にございますか。
事務局	補足ですが、この申請にあわせて分筆を行ったわけですが、残った農地については、形が変形しておりますが、この東側の農地についても同一の地権者なので、一体で管理が行えることから、特段問題はないと考えております。
議長	他にございますか。

	【なし】
議長	なしとのことですので、整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、本件について許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。綿貫委員には入室していただきます。
	【綿貫委員入室】
議長	続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認をしていただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、その他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年8月総会を閉会いたします。

平成29年9月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (なお、農地利用最適化推進委員 9名中 7名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 6番 中里元委員、7番 綿貫幸進委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】飯能市農業委員会の体制整備に関する要望書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、原案のとおり決定し、会長及び職務代理が市長に直接要望書の提出を行うこととなった。 <p>【2】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、斡旋を行ってもらうよう依頼をした。 <p>【3】農業委員会入間地方協議会平成 29 年度農業委員会等表彰及び研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より概要等の説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田会長より閉会を宣言した。 (午後 3 時 30 分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定の許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号の整理番号3－1の案件について審議いたします。 それでは、地区担当の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	農地法第3条整理番号3－1について、9月21日に野口栄一推進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字落合字松葉及び字宮下地内でございます。 農地の状況は、作付けはされておりませんでした。草刈りがされており、管理は良好でした。 譲受人は大字落合で農業経営を行っている方で農業経営の拡大のために申請されたとのことです。譲受人は主に露地野菜を作付けしており、作付け内容はトマトやきゅうり等となっております。 譲受人からは申請地の作付け計画書が提出されておりますので、農地取得後も作付けされるものと考えます。 譲受人の農作業への従事日数は常時従事していることから、取得後も農作業へ従事されると考えられます。 また、通作については拠点である飯能市の仲町から2キロのことなので、十分可能と考えます。 以上のとこから、現地調査を行ったところでは、特段問題ないと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3－1号について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、大久保委員の説明のとおりです。 譲受人は、申請地の隣接農地にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。 譲受人は、露地野菜を中心に行なっています。今回の申請地では主にじゃがいもを作付けするようです。 所有農地については、全て適正に管理されております。

	<p>また、通作に関してですが、自宅は横浜となっておりますが、自身の会社が飯能市仲町にあり、一年のほとんどを飯能市しております。その拠点である仲町から申請地は2キロ程度ということです。よって、通作は容易であると考えております。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成29年9月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕耘機1台を所有しており、他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地と借入地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。
推7番	道路が狭く利用としては難しい農地かもしれません、草刈り等も行われており、問題はないと思います。こういった農地も上手く活用していただきたいと思います。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
2番	譲受人は今回の申請が初めてですか。
事務局	平成29年4月にも同地区で農地法第3条の許可申請をしており、許可済で、既に農地を取得し、耕作をしております。
2番	申請者は、譲渡人とご関係がある方ですか。
事務局	親族関係ではありません。前回も同様の申請者で申請をされております。

2番	最近の申請は、贈与も多いようですが、今回は他人同士の贈与ということでしょうか。
事務局	他人同士の贈与となります。今回は、譲渡人から話を持ちかけて、申請にいたっております。
事務局長	現状としても事務局に農地が自身で管理できない方の相談が多くなっております。そうした中で、贈与でもよいから所有権移転を行いたいという方が増えています。
2番	そのような方もいるのですか。
事務局長	件数の把握はしておりませんが、実際に相談は多いです。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可することといたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと整理いたします。整理番号5－1について、地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	農地法第5条整理番号5－1について、9月21日に石田常夫推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告します。 申請地については、大字久須美字川端地内でございます。 農地の現状については、形状が変形しているため、耕作を行うには、難しいと考えます。草刈り等綺麗に管理が行われており、管理は良好でした。

現地調査をしたところでは、この転用については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の補足説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、現在申請地に近接する宅地にて居住をしております。

現在の宅地に駐車場はありますが、県道から出入りをしているということで、交通量が多く危険が多いということです。

そうしたことから、新たに駐車場を申請地に設けて、危険な出入りを辞めたいとのことです。現在の駐車場については、物置として使用することとなっております。

申請年月日は、平成29年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、造成費に対し、全て自己資金にて賄うということで、確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないとすることはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して北側に農地はございますが、申請地に大きな建物が建築されるわけではありませんので、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	今回の申請者は、ご兄弟と伺っております。 その他現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5－2について、地区担当委員の大久保委員より現地調査報告をお願いします。
9番	農地法第5条整理番号5－2について、9月21日に野口栄一推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字阿須字菅沢地内でございます。 農地の現状については、草刈り等が行われており、管理は良好でありました。 この転用については特段問題ないと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。 申請人は、現状で申請地の近接地にて鉄道法面工事を行う準備をしております。すぐにでも、工事に着手したいとのことですが、工事資材を置場がないため、申請地を転用できればすぐにでも使用を開始したいとの事です。 また、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、平成29年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、新たに発生する費用はありません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して南側に農地があります。しかしながら、境界に関して申請地をネット等で囲む計画となっておりますので、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 問題は特段ないと思います。

議長 それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

7番 申請地に傾斜はありますか。

事務局 申請地に傾斜はありません。

5番 工事内容については、分かりますか。

事務局 近接地の鉄道法面の補強工事を行うということで聞いております。

議長 工事期間はどのくらいになりますか。

事務局	来年の2月までの予定です。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後の効力が生じます。 今回の方については、継続の申請でございます。 将来的には、法人化を視野に入れております。 今現在は、ビーツという根菜類を作付けしているとのことです。 販路については、市内のレストランへの出荷とインターネット販売を行っているとのことです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 説明は以上です。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
8番	ビーツとはどんなものですか。

事務局	赤カブのようなものです。
推6番	一度現地を確認したことがありますが、一段低くなっている農地でした。
10番	申請者の状況をみると、経営はどのような形になりますか。
事務局	息子さんと経営を行っているとのことです。
6番	返す場合については、何ヶ月前までに何か手続きをしなくてはいけないということはあるのですか。
事務局	双方の合意があれば、返すことができます。
5番	年齢はいくつくらいの方ですか。
事務局	49歳です。
7番	後継者不足の中で、作付けを行っていただけるということで、よいことではないでしょうか。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することといたします。 次に報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】

議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年9月総会を閉会いたします。

平成29年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 4番 平井純子委員、9番 大久保博司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員会入間地方協議会平成 29 年度農業委員等表彰及び研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を行い、表彰については、吉田勝紀会長・関谷英男職務代理が対象となる旨の報告をした。 <p>【2】地域懇話会について(市、農業委員・農地利用最適化推進委員、JA)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3時 00分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号の整理番号3-1の案件について審議いたします。 それでは、地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	農地法第3条整理番号3-1について、10月23日に柳戸光重推進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字平松字糀ヶ谷戸地内でございます。 農地の状況は、ネギが作付けされております。 譲受人は、主に大字双柳地内で農業経営を行っている方で、農業経営の拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。 譲受人の所有地については、蔬菜や茶を作付けしているとのことです。 また、申請地に作付け計画書が出ていることから、申請地取得後も管理されるものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。 譲受人は、蔬菜と茶を中心に行付けております。今回はネギを引き続き管理するようです。 所有農地については、全て適正に管理しております。 また、通作に関してですが、自宅から約2.5キロメートルですので、容易にできると考えます。 こうしたころから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、平成29年10月2日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

	<p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目の取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	山下富司委員の説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
3番	申請地については、今後譲受人が管理を行っていくということでよろしいのでしょうか。
事務局	そうなります。
2番	仮に、譲受人が今後管理を行えなくなった場合には、しっかりとした賃借の設定などを行っていただいた方がよいかと思います。
事務局	補足説明になりますが、今回の申請者はご親戚ということを伺っております。
事務局長	世帯ごとに農家台帳ができております。 今までそうですが、事務局としても農家をリタイヤされてしまう方が増える状況の中で、できる方に貸したい意向のある方がおります。 そうしたなかで、事務局としてもできる限りそうした方を把握し、働きかけてまいりたいと考えております。今回の申請については、多数のご意見がありましたので、意見書を付して許可をすることでご確認をしていただければと思います。
議長	その他、何かございますか。

	【なし】
議長	なしのことですので、賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可することいたします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議いたします。はじめに整理番号4-1について、地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	農地法第4条整理番号4-1について、10月22日に都筑敏夫推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告します。 申請地については、大字芦苅場字笹井道地内でございます。 農地の現状については、更地状態となっております。 現状で駐車場がなく不足していること、また観光農園発展のためにはやむを得ないと考えます。 現地調査をしたところでは、この転用については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	農地法第4条の整理番号4-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在申請地に隣接する農地で果樹栽培を行っております。 県道馬引沢線沿いであり、圏央道にも近い場所に位置しているため、果樹の収穫時期には多くの来場者が来るため、渋滞を起してしまうこともたびたびあり、周辺の方にも迷惑をかけていたとのことです。そのため、今回申請地を駐車場及び倉庫敷地となく申請されるものです。 申請年月日は、平成29年10月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

	<p>農地区分は、農用地でしたが、既に農業用の施設用地へ用途変更がされております。また、2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費を全て自己資金にて賄うということで、預金残高等確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないことを考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する観光農園と一緒に利用する形となります。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことを考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、隣接して農地はございますが、主に申請者の農地ということと南側に位置しますので、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かござりますか。
推6番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
2番	今回の申請に合せて分筆を行ったのでしょうか。
事務局	申請に合せて分筆をしたものではありません。
2番	農業用施設用地というのは、普通の農地と何が違うのでしょうか。
事務局	以前は農振農用地ということで、農地として使用をするものとなっていましたが、ここで用途変更をし、農業用施設用地となったことで、農業用の駐車場や倉庫などを設置できる用地となったものであります。
事務局長	補足いたしますが、農振地域整備計画というものがあります。これは市で定めている計画ですが、この土地が何に該当するのか計画を定めるわけ

	ですが、その一つに農振農用地があります。その用途の一つに施設用地があるわけですが、あくまで農業用の施設用地ということで、農振地域整備計画の中で定めております。今回は農用地から農業用の施設を建てる用地に変更したもので、土地の区分を変更したものでございます。
2番	固定資産税はどのようになるのでしょうか。
事務局	資産税に関しては、現況課税となります。税の担当職員が現状に合せて変更を行う場合もあるかと思います。
2番	通常の施設用地については、許可申請は必要になるのでしょうか。
事務局	あくまで自己所有地で自己用のものに限りますが、200m ² 未満であれば届出となり、それ以上は許可となります。
議長	その他ございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号4-2について、地区担当委員の平井委員より現地調査報告をお願いします。
4番	<p>農地法第4条整理番号4-2について、10月21日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下名栗字皿方地内でございます。</p> <p>農地の現状については、現所有者の先代より現状であったことです。</p> <p>また、母屋の敷地は広いようですが、母屋に行くまでの間に大きな石があるため、物理的に母屋まで自動車で進入することは困難であると考えます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。</p> <p>この転用については特段問題ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号4-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地隣接地にて、居住をしています。</p> <p>今回の申請は、現状がこのような形になっております。しかしながら今回の場合は、生活に必要不可欠なものであり、今回の申請地がなければ、宅地への進入が困難になります。また、現所有者ではなく先代の方が行つたということで確認しており、今回の件に関しては、やむを得ないものだと事務局では考えているところであります。</p> <p>申請年月日は、平成29年10月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域外にある農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、新たに発生する費用はありません。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、居住する宅地を一体で利用するものです。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、新たに建物ができるものではありませんので、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。
推9番	平井純子委員の説明のとおりです。

議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
7番	申請地の北側の地目は何でしょうか。
事務局	地目は宅地です。母屋はさらに北側になります。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は举手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議いたします。はじめに整理番号5-1について、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	農地法第5条整理番号5-1について、10月21日に野口栄一推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字落合字宮下地内でございます。 農地の現状については、草刈りが行われた様子がありました。適正に管理が行われていたと思われます。 この転用で周辺農地への影響はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。申請人は、現在申請地の隣接地にて施設を運営しており、その敷地を拡張して施設の増設をしたものです。現在利用定員52名となっておりますが、定員を超てしまうことがしばしばあり、要望に応えるためにも、土地所有者にお願いしたところ、譲り受けることができることとなったため、今回の申請をするものです。

申請年月日は、平成29年10月3日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、新たに発生する費用はありません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請が同日で出され、特段問題ないと担当課から聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、主に南側に田が広がっておりますが、南側ということもあり、特段問題ないと考えております。また、周辺には水路がありますが、排水等もその水路を使用するような計画ではありませんので、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 高齢化に伴って、施設運用上致し方ないものだと考えます。

議長 質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

2番	周辺の水田の利用状況はどのような状況でしょうか。
事務局	水路を挟んで申請地の南側については、水田で使用している状況です。申請地の東側については、畑作をしており、水田としては使用しておりません。この地域については、畑作意外に水田や茶畠などもあります。
議長	その他ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5－2について、地区担当委員は私ですので代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	<p>農地法第5条整理番号5－2について、10月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字岩渕字甲三ツ沢地内でございます。</p> <p>農地の現況は梅が7本植えられております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側は道路を挟んで住宅があります。</p> <p>東側、西側ともに宅地となっております。南側は水路を挟んで畑になつておりますが、影響はないものと考えます。</p> <p>今回の申請は、飯能住まい制度を活用して申請をされるものだということです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5－2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、狭山市にて借家住まいをしています。今回は、市が運用している「飯能住まい制度」を活用し、移住の計画をされています。「飯能住まい制度」の第1号となります。なお、優良田園住宅建設設計画認定書が、平成29年10月16日付けでまちづくり推進課から申請者へ出されており、すでに認</p>

定されております。

この制度は国の優良田園住宅制度に本市独自の農のある暮らしを加味し、その他の政策と組み合わせることで豊かな自然環境を享受しながら、農村のゆとりと潤いのある生活や地域の魅力を活かした良質な生活空間を創出することにより、移住定住や地域活性化を促進することを目的としています。

制度の趣旨としては、飯能住まいを始まられる方が、様々な生活スタイルに応じた農に関するプログラムを体験することで、農のある暮らしを生活の中で実感し、ゆとりと潤いのある生活を送っていただくものです。今回プログラムメニューとしては、4つ用意しており、農業体験参加型や農園利用型、農地利用型がありますが、もう1つの家庭菜園型が今回の申請者のメニューでございます。こういったものを活用し、農業委員会と連携し飯能住まい制度を運用していくもので、前農業委員会と市長部局との間で調整を行ってきたものでございます。

案件の説明に戻りますが、申請年月日は、平成29年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、土地購入費、建築費を合せて、全て借入金にて賄うということで、関係書類を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請が同日で出されており、特段問題ないと担当課から聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、内野博司推進委員の説明にもあったように南側に農地がありますが、水路を挟んで南側ということもあり、特段問題ないと考えております。

議長

同行して現地調査を私がいたしましたが、私からは特段ありません。

ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。

	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、整理番号5－3について、先程と同様に内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>農地法第5条整理番号5－3について、10月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字上畠字中畠地内でございます。</p> <p>農地の状況は、かぼちゃが作付けされていたようで、すでに収穫がされており、つるが残っておりました。</p> <p>また、申請地の一部にミョウガが作付けされております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側と東側については、2メートル近く低くなっています。水路があります。</p> <p>西側については、今作付けはされておりませんが、農地がありますが、影響はないものと考えます。</p> <p>以上、現地調査したところでは特段の問題はないものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の補足説明をお願いします。</p> <p>農地法第5条の整理番号5－3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在申請地の隣接地にて居住しております。</p> <p>自動車関連の仕事に従事していることもあり、自動車を4台保有しております。</p> <p>また、修理道具やメンテナンス道具を多く所有しております。現在は、実家に車と道具を置いていますが、作業効率が悪く、大変不便だと感じています。そこで、申請地を物置兼倉庫敷地を設置したいとのことです。</p> <p>申請年月日は、平成29年10月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費を全て自己資金にて賄うとのことで預金残高を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段問題ないと聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査を私がいたしましたが、私からは特段ありません。ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。

【なし】

議長 なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-4について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 農地法第5条整理番号5-4について、10月21日に柏崎光一推進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字赤沢字赤沢原地内でございます。

農地の状況は、耕作はされておりませんが、草刈りが行われており、管理は良好でありました。

周辺については、ほとんどが住宅地で申請地の南側のみが畑です。

	<p>申請地と同様の状況で、転用後の影響はないものと考えます。</p> <p>今回の申請者の住宅が申請地の東側にあり、自宅の隣に駐車場を設置したいと申請をされてきたとのことです。</p> <p>以上のことから、この申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の整理番号5-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在申請地の隣接地にて居住しております。</p> <p>現在宅地で所有している駐車場は1台分しかありません。しかしながら、家族の所有台数が2台でバイクも1台所有しているため、駐車場が足らない状況です。現状では、路上駐車等をしてしまうこともあるため、なんとか申請地を駐車場敷地にしたいと考えているとのことです。</p> <p>申請年月日は、平成29年10月4日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、土地購入費、土地造成費を全て自己資金にて賄うとのことで預金残高を確認しております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、南側に農地がありますが、申請地に新たな建物ができるものではないため、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございます

	か。
5番 議長	山下敏郎委員の説明のとおりですので、私からは特段ございません。 質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
議長	【なし】 なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
議長	【全員挙手】 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 次に報告第1号農地法第4条の規定による届出及び報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。
議長	【なし】 なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
議長	【付議案件4 「その他」に記載】 以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年10月総会を閉会いたします。

平成29年11月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(委員10名中10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員9名中9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後1時30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 10番 山下富司委員、1番 松本健一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について ・議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ・議案第5号 農用地利用集積計画(案)について ・議案第6号 非農地判定について ・議案第7号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定(案)について ・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業委員会新年会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より日程の説明を行い、次回総会で幹事から詳細について説明をすることとなった。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・関谷英男会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時50分)

議長	これより、議事に入ります。はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号の整理番号3-1の案件について審議いたします。 それでは、地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	農地法第3条整理番号3-1について、11月23日に柳戸光重推進委員とともに現地調査いたしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字芦苅場字坂上地内でございます。 農地の状況は、作物は栽培されておりませんでしたが、綺麗に耕耘されておりました。 譲受人は、主に大字芦苅場地内で農業経営を行っている方で、農業経営の拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。 譲受人の所有地については、全て作付けしているとのことです。 また、申請地に作付け計画書が出ていることから、申請地取得後も管理されるものと考えます。 譲受人の農作業への従事状況は常時従事しており、自己所有地も適性に管理されておりますので、特段問題はないと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第3条の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字芦苅場にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。 譲受人は、露地野菜を中心に行なっています。 所有地については、適正に管理されています。 また、通作に関してですが、自宅の目の前ですので、容易にできると考えます。 こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、平成29年10月26日、同日農業委員会受付となつてい

ます。

また、申請人の関係でございますが、ご親戚ということで伺っております。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、刈払機2台、消毒機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目の取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 山下富司委員の説明のとおりでございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可することいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、案件ごと整理いたします。はじめに整理番号4-1について、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番	<p>農地法第4条整理番号4－1について、11月26日に吉田委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地については、大字岩渕字甲三ツ沢地内でございます。</p> <p>農地の現状については、ネギが作付けられておりその他については、耕耘がされておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、申請地の北、南は道路、東は住宅、西が墓地となっているため影響はないものと考えます。</p> <p>現地調査をしたところでは、この転用については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の整理番号4－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在申請地に接する宅地にて居住しております。子どもの成長などを考慮し、既存の住宅の建替を考えておりました。また、駐車場も1人1台分のスペースを確保したい計画がありました。</p> <p>そのため、既存の宅地内だけでは、計画する住宅や駐車スペースが納まらず、今回の申請をされるものでございます。</p> <p>申請年月日は、平成29年11月2日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費を自己資金及び金融機関からの融資にて賄うということで、証明書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請同時申請済みで、担当課からは特段問題ないと聞いております。</p>

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接宅地との一体の利用をする計画です。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長 同行して私が現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案第6号に関連する事項がございますので、先に議案第6号から審議をしたいと思いますが、ご異議ございますか。

【なし】

議長 なしのことですので、議案第6号非農地判定から審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 説明に入れます前に、今回の関連事項の説明をいたします。

今回は、議案第3号の整理番号5-1が関連いたします。整理番号5-1については、事業地の拡張をするための申請となっていますが、事業用地の一部に山林化した農地が含まれておりました。そうした中、土地所有者から非農地判定の意向確認書が提出されましたので、本日お諮りするものでございます。

現地の状況につきましては、改めて地区担当委員からご報告があります。関連性については以上でございます。

なお、非農地判定の詳細については、担当から説明いたします。

事務局	<p>昭和20年代以降の国の拡大造林政策により農地に植林がされ、今もなお、山林として残てしまっている農地について、許可権者である埼玉県と協議を行いまして、植林等により山林化し、今後農地として原状回復することが困難な農地については、通常の農地転用の許可を得ず、非農地判定により、農地以外のものにすることとなります。</p> <p>また、今回の農地については意向確認書が土地所有者から提出されております。こちらは、非農地とすることを希望する場合に提出をし、最終的に非農地の判定を農業委員会がすることとなっております。</p> <p>非農地の条件は山林化していることが条件となりますので、意向確認が提出された農地の現況を確認した上での判定となります。</p> <p>非農地判定の目安ですが、1つ目、杉や桧等が林業の目的として植えられているもの、2つ目、対象農地の大部分が山林化しており、大型の樹木がその農地の3分の2以上を占めているもの、3つ目、1、2と比較して、樹木の大きさや繁茂の状況がやや劣るが、傾斜等があり、今後良好な農地への原状回復が見込めないものとなります。</p> <p>今回の土地に関しては、大字下名栗字根古屋地内の1筆でございます。</p> <p>こちらに関して、非農地とすることでよろしいかお諮りするものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>本案件について、平井純子委員にも現地調査をしていただいております。</p> <p>現地調査の報告をお願いします。</p>
4番	<p>今回の対象地についてですが、私が現地調査したところでは、目安1つ目でよいのではないかと思います。重機については進入困難で、継続的な営農はできないものと考えます。川沿いにある農地ですので、削られており、消失している部分もあるかと思います。さらに杉などのかなり大きな樹木が植えられています。周辺農地への影響ですが、集団化はなく周辺に農地はないため影響はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。</p>
推9番	<p>平井純子委員の説明のとおりでございます。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。</p> <p>【なし】</p>

議長	なしとのことですので、本件について非農地とすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、非農地といたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第3号農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議いたします。はじめに整理番号5-1について、地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	農地法第5条の整理番号5-1について、11月24日に石田常夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字永田字竹ノ花地内です。 農地の状況は、ネギや白菜などが作付けされておりました。 また、申請地の東西については駐車場と更地となっております。南側については、山林で傾斜がかなりある状況ですので、周辺農地への影響はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の補足説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の整理番号5-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。 申請人は、現在土木業を営んでおりますが、今年6月に法人会社の設立をいたしました。 法人を設立したことにより、事業を拡張する決断をしたとのことです。 申請地を選定するにあたり、主要な取引先がある大字芦苅場や川越市の会社近辺から候補を考えておりましたが、申請地は自宅から主要取引先との経路沿い付近にあり、業務作業の効率化を図れるということで、申請されるものです。 申請年月日は、平成29年11月6日、同日農業委員会受付となっています。

	<p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、土地購入費、造成費に対し全て自己資金で対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、新たに建物ができるものではありません。特段問題ないと考えております。</p>
議長	同行して現地調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員の説明のとおりです。周辺に影響があるものではないと思います。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5－2について、審議いたします。地区担当の中里元委員より現地調査報告をお願いします。

9番

農地法第5条整理番号5－2について、10月24日に石田常夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字永田字西裏地内でございます。

農地の現状については、作付けはされておりませんが、草は刈られており、適正に管理が行われていたと思います。

周辺農地への影響ですが、南東方向に水田がありますが、南東ですので特段の影響はないと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の補足説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の整理番号5－2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、板橋区にて3世代同居をしております。

以前より、自然豊かな環境で生活することに強い憧れを持っていたとのことです。また、孫の1人が来年度から高校進学を予定しているところで最適なタイミングだとのことです。進学先は飯能市内の高校になる予定のことです。

申請年月日は、平成29年11月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、土地購入費、建築費、その他諸経費等入れ、全て自己資金で賄うということで、関係証明書類等を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請が同日付けで出されており、担当課からは特段問題ないと聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する宅地と一体で計画するものです。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

	7つ目、聞き取り等から当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。
	8つ目、周辺農地への影響ですが、申請農地には新たに建物ができるものではありません。北側の地目宅地に住宅が建築されますが、北側ということもありますので、周辺に特段問題ないと考えております。
	説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました石田常夫推進委員何かござりますか。
推1番	補足ですが、申請地の北側には、住宅があります。住宅と農地の間には段差があります。
議長	質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
2番	既存の住宅に住むのでしょうか。
事務局	新たに住宅を建替えることになります。申請地に関しては、駐車場敷地となる計画です。
2番	現在は、空き家となっているのですか。
事務局	そうです。
議長	その他ございますか。
	【なし】
議長	なしのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、整理番号5－3について、地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

農地法第5条整理番号5－3について、11月23日に綿貫幸進委員、柳戸光重推進委員、都築敏夫推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字芦苅場字久保地内でございます。

今回の申請は、物流施設の開発、企画をする法人が申請者となります。今回は賃貸用の物流施設を計画しているものであるとのことです。事業計画としては今年度までに計画地を取得し、工事着手をしたいとのことです。

農地の現況は、周辺の大部分を山林に囲まれていることから、日照等も悪く、現在耕作は行われておりません。竹林として管理されていると思われます。

この地域は飯能市の都市計画における区域指定にも認定されているとのこともあります、周辺農地への影響はないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の整理番号5－3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都港区に本社を置く、不動産業を行う法人です。

現在は湾岸部を中心に事業展開されておりますが、より消費地に近く、魅力がある内陸部への立地を希望する企業が増えており、関東内陸部における大規模物流施設がまだ不足している状況にあることから、本申請地に計画をしたものです。

申請年月日は、平成29年11月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。また、当初より農用地からの除外がされている農地になります。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、土地購入費、建築費、その他の費用を自己資金及び借入金にて賄うとのことで関係証明書類等を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

	<p>4つ目、申請事業の施工に関して行政府の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、周辺の山林等と一緒に利用する計画です。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、北側については、水路を挟んで農地が広がりますが、建築物も全体の中央部に寄せて建築する予定であり、水路の開口部分が5m近くあることから日照等を妨げることはないと考えております。また、南側については日照等に影響があるものではないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査をしていただきました綿貫幸進委員何かございますか。
7番	山下富司委員の説明のとおりです。
議長	同行して現地調査をしていただきました柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	現状として、農地として有効に活用できないような土地ということもありますので、特段問題ないと考えます。
議長	同行して現地調査をしていただきました都築敏夫推進委員何かございますか。
推6番	説明のとおりです。特段問題ないかと思います。
議長	ただいまから、質疑に入ります。質問、意見等はありますか。
事務局	補足ですが、今回の案件については、全体の転用面積が30aを超えているということで、常設審議委員会から意見をいただく形となります。
2番	北側については、道路ができる予定なのですか。
事務局	北側については、駐車場を設置する計画となっております。
2番	どれくらいの雇用をする予定になっておりますか。

事務局	事前協議の段階では600人程度を見込んでいるとのことです。
議長	その他何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、許可すべきものとして、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	本件は、土地所有者から証明願が提出されたものです。基本的には、納税猶予の適用を受けると終身営農が必要となります。事務局といたしましても相談があった場合には、所有者自らが今後耕作できるかということで、ヒアリング等もさせていただき、それでも猶予を受ける意向があるかの確認をいたします。 そうした中、間違いなく耕作を行えるということで、証明願が提出されたものでございます。今回は2件提出されております。 整理番号1については、大字双柳字東原地内の1筆です。こちらは双柳南部区画整理事業地内になります。既に市街化が進んでおり、周辺は住宅開発が進んでいる地域になります。南側の道路と農地は1メートルほど高低差があることから、機械等の進入はできませんが、北側の道路からは、高低差がないため、出入りは北側から行っております。農地の状況は、非常に小さい面積ですので、作付けこそありませんが、隣接する農地を同一の所有者が所有しており、一体で管理を行っていることから特段問題ないものと考えております。隣接する農地については、様々な野菜が作付けされておりました。 整理番号2については、大字征矢町地内の4筆です。今回申請された農地3筆は居住する宅地の隣接地になります。

	<p>そこから 50 メートル離れたところに 1 筆ございます。農地の状況はネギが植えられている状況です。</p> <p>その他については、耕耘がされており、次の作付けの準備がされていたところです。今後の計画については、ネギなどと一緒に露地野菜を作付けしていくとのことです。また、簡易的なビニールハウスもそのまま農機具などを保管するために使用していくとのことでした。</p> <p>こちらについても特段問題ないものと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>本件について、地区担当委員及び推進委員にも調査をしていただいております。はじめに整理番号 1 について、綿貫幸進委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
7 番	<p>整理番号 1 の大字双柳字東原について、現地調査を行いました。</p> <p>幅 30 センチメートル、奥行き 20 メートルくらいの農地です。ある意味、管理が難しい農地となっておりますが、隣接する農地を一体で管理を行っており、綺麗に管理が行われておりました。全く問題ないと思います。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。</p>
推 6 番	<p>綿貫幸進委員の説明のとおりです。耕作の状況は良好でした。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。質問、意見等ございますか。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、整理番号 1 の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、証明書を発行することで賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、整理番号 1 については、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を発行することといたします。</p> <p>続きまして、整理番号 2 について、現地調査していただきました地区担当委員の大久保博司委員に現地調査報告をお願いいたします。</p>
9 番	<p>議案第 4 号整理番号 2 について、11 月 22 日に野口栄一推進委員と現地調査をいたしました。</p>

	申請地は、事務局の説明のとおり大字征矢町地内です。 農地の状況は、綺麗に耕耘をされておりました。 現地調査の報告は以上です。
議長	野口栄一推進委員何かございますか。
推7番	征矢町ということもあり、住宅街の一角であり、最高の土地ですが、綺麗に管理をされていたと思います。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、整理番号2の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、証明書を発行することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、整理番号2についても相続税の納税猶予に関する適格者の証明を発行することといたします。 続きまして、議案第5号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第5号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 今回の申請者は、3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾した方で、4月から新規就農者となった者であり、農業経営の拡大のために申請されるものです。経営作物は主にトウモロコシ、枝豆、ブロッコリーなどです。農協の直売所やスーパーなどで販売しております。今回の申請地では、トウモロコシやブロッコリーなどを作付けする予定のことです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

	<p>また、この農用地利用集積計画ですが、担い手の農地の集積、集約など農業委員及び推進委員の重要な仕事となります。今回は綿貫幸進委員に斡旋を行っていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、斡旋を行っていただいた綿貫幸進委員何かございますか。</p>
7番	<p>今回の申請者は非常に素晴らしい方で、直売所に納めている者の中でも、ここまで農業に熱心な者はいないと思います。直売所には、たくさんのブロッコリーやトウモロコシを出荷している状況です。農業収入も上がっているだろうと思います。</p> <p>今、従業員を1人雇用しておりますが、もっと集積したいと話を聞いておりまして、丁度貸渡人からもできないとの相談を受けておりましたので、うまくマッチングがいったものであります。</p>
事務局長	<p>これからは斡旋に関った場合は、申請書にサインし捺印していただきます。今後も農業委員及び推進委員の皆様には、積極的に関わっていただければと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第7号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について審議いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第7号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について説明いたします。こちらの案件については、事前に現地確認をしていただいた、合計593筆316, 291m²を判定するものでございます。</p> <p>詳細については、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第30条に規定されており毎年管内農地の利用状況を調査するものでございます。</p>

	<p>その調査で、現在利用がされていないような農地、手を加えれば再生可能な農地、遊休農地を確定し、農地の所有者に意向調査を実施することとなっております。遊休農地には1号と2号がありまして、1号の遊休農地については1年以上耕作が行われていない農地で、かつ今後も耕作が行われる見込みのない再生利用が可能な農地を指します。2号遊休農地は利用の程度が著しく劣っている農地で、再生利用が可能な農地になります。</p> <p>これらを皆様に調査をしていただいたわけですが、今回判定をしていただく形になります。</p> <p>ご審議いただければと思います。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。
7番	遊休農地ではないとはどういうことでしょうか。
事務局	1号、2号が解消されたということです。
議長	では、推進委員の皆様から意見をいただきたいと思います。 石田常夫推進委員から報告願います。
推1番	<p>飯能地区を調査しましたが、山際でシノやカヤが多くありました。</p> <p>伐採すれば、耕作できるような土地もありましたが、それができていない状況でした。周囲に対する影響もあるので、適正な管理ができるようになればと思います。</p>
議長	柳戸光重推進委員より報告願います。
推8番	<p>私が調査したのは、大河原、小岩井、原市場、下赤工、中藤上郷を調査しましたが、地域的にも山間地や山間部に近い地域になるので、面積的には広くないところが多かったです。土地柄重機やトラクターが進入するのが困難な状況にあるのかと思います。</p> <p>また、山間地域ということもあり、鳥獣の被害が多く耕作が難しい箇所が多かったように思えます。</p>
議長	都築敏夫推進委員より報告願います。
推6番	精明地区を調査しましたが、3つのタイプがあったと思います。1つ目、草があるものの年に数回草刈りを行っている農地、2つ目、背丈を越えるようなシノや草が繁茂している農地、3つ目、草やシノの中に大きくなった樹木がある農地です。

	<p>3つ目については、大型の機械を入れないと営農再開は難しいと思います。</p> <p>3タイプとも復旧ができたとしても、引き続き管理を行える者がいなければ、すぐに同じ状態に戻ってしまうのかと思われます。何か対策をしなければならないかもしません。</p>
議長	野口栄一推進委員より報告願います。
推7番	<p>加治地区を調査しましたが、住宅地がだいぶ増えているような地域ですが、道が狭い箇所もあり、進入が難しいところもありました。</p> <p>土地所有者も含め、話ができれば現状等もわかるのかなと思います。</p>
議長	内野博司推進委員より報告願います。
推2番	<p>南高麗地区を中心に現地調査しました。谷沿いの田では、周辺の木が大きくなってしまい、日当たりが悪い所がありました。作物も限定されてしまうことかと思われます。クズに覆われてしまっている農地は、処理が難しく除草の技術対策を検証していかなければならないかと思います。</p> <p>南傾斜であれば、柑橘類を植えられるようなところもあるのかと思いました。</p> <p>今後の課題として、担い手を見つけていかなければいけないと思います。</p>
議長	柏崎光一推進委員より報告願います。
推5番	<p>名栗、原市場を中心に現地調査しました。</p> <p>状況としては、同じような状況です。</p> <p>所有者がわかれれば、様々な方法で話ができますし、解消できるのではないかと思いました。</p>
議長	落合久明推進委員より報告願います。
推4番	<p>東吾野地区を調査しましたが、報告がありましたが、山間地域になるので、山林に隣接する農地が結構ありました。その山林からシノなどが入ってしまう状況があったように思います。</p> <p>住宅も近くにあるところもありましたので、やはり火災予防の観点からも適正に管理ができればと思います。</p> <p>鳥獣の隠れる場所にもなってしまいますので、適正に管理ができればと思います。</p>
議長	大野次夫推進委員より報告願います。

推3番	<p>私が現地調査したところは、比較的平坦な土地と傾斜地があり、鉄道などで分断をされてしまったものなどもありました。</p> <p>平坦な土地については、原状回復は可能に思えますが、傾斜地などは相当の労力がかかると思います。条件が悪いものについては、回復は困難だと思われます。</p>
議長	吉田彰宏推進委員より報告願います。
推9番	<p>上名栗地区を現地調査いたしました。皆さんからお話が出ておりますが、急傾斜地になっておりますので、重機は入れない場所がほとんどで、人が入っていくのも難しい場所もありました。</p> <p>なかなか、土地柄耕作には不向きと思われますが、一部わらびが作付けされているところもあつたりしました。</p>
議長	<p>対策方法も含め、議論していきたいところですが、本日は判定までを決定させていただきます。</p> <p>事務局から説明のあった内容のとおり判定することで賛成の方は挙手願います。</p>
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、案のとおり判定いたします。</p> <p>次に報告第1号農地法第4条の規定による届出及び報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認をしていただき質問等あればお願ひいたします。</p>
	【なし】
議長	なしとのことですので、次のその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
職務代理	以上で、平成29年11月総会を閉会いたします。

担当	担当	担当	リーダー	局長	会長

平成29年12月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 8 名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 2 番 山下敏郎委員、3 番 関谷英男委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】新規就農及び企業の農業参入について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農予定者 1 名、農業参入予定企業 1 社から営農計画等について説明を行い、その後委員によるヒアリングを行った。 <p>【2】認定農業者・農業青年会議所・農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より、開催日程等について報告した。 <p>【3】平成 30 年度農業委員会総会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より、次年度の総会日程を報告した。

	<p>【4】生産緑地地区の変更について ・事務局より、地区内的一部に解除があった旨について報告した。</p> <p>【5】農業委員会新年会について ・幹事より、日程等について報告した。</p>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none">会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後4時32分)

議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1の案件について審議いたします。 地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、12月20日都築敏夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字水窪地内にございます。 申請地は、国道開通時に分断されたものだと思われます。 農地の現状は、南側の農地については、作付けはされておりませんが、綺麗に耕うんされておりました。北側については、土地としては変形しておりますが、草刈りがされており、保全管理がされている状況です。 譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。 譲受人の所有地については、全て耕作をされており、主に露地野菜を作付けしているとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では人参やじやがいもなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅から300メートルほどとのことです。 以上、現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。 以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、露地野菜を中心に作付けしております。

所有地については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、自宅から約300メートルですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受け、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

申請年月日は、平成29年12月1日、同日農業委員会受付となっております。

また、譲受人と譲渡人の関係でございますが、ご親戚ということで伺っております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地及び譲受人の所有地と同一世帯員等の所有地と合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

7番 譲受人の職業が地方公務員となっておりますが、何か影響がありますか。

事務局 農業については、兼職ができますので、問題ないと思います。

議長 その他、何かございますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

- 議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
【議案書読み上げ】
説明は以上です。
- 議長 それでは、案件ごとに審議を行います。
はじめに議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1の案件について審議いたします。
地区担当委員の関谷英男委員より現地調査報告をお願いいたします。
- 3番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、12月20日に落合久明推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は大字井上字久之本地内にございます。
申請者住宅の前畑になり、若干の傾斜があります。
農地の現状は、季節的に耕作はされておらず、花きが数本確認できました。
周辺農地への影響ですが、接している農地はないため、影響はないものと考えます。
申請理由としては、既存の宅地では駐車場が不足しており、来客時に苦労しているとのことです。また、傾斜地のため転回が難しく苦慮されているとのことです。
近く、娘夫婦と同居する予定があり、娘夫婦も車を所有するため、駐車場の確保が必要とのことです。
説明は以上です。
- 議長 事務局から補足説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、関谷英男委員の説明のとおりです。
申請人は、現在申請地の隣接地に居住をしております。

所有宅地の面積だけをみるとかなりゆとりがあるように見えますが、宅地の形状が悪く、有効に使える面積が少ないとのことです。そのような中、娘夫婦が同居することになり、現状での敷地では手狭なことから今回の申請をされたものです。

申請年月日は、平成29年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、建築費と造成費を全て自己資金で賄うということで、証明書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました落合久明推進委員何かございますか。

推4番 関谷英男委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2の案件について審議いたします。

地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、12月23日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査を行いましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下名栗字皿方地内にございます。

農地の状況は、手入れされており、一部茶畠がございます。

当該バーベキュー施設については、施設用地及び駐車場が不足していることから、申請地を利用したく申請されたものです。

また、転用による周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地の近接地にて、バーベキュー場を経営しております。年々利用者が伸びている状況ですが、特に繁忙期には一部、お客様をお断りしている状況にあるとのことです。そこで、自己所有地をバーベキュー場の拡張及び駐車場を増設することにより、さらなる集客を上げるため事業の拡大をするものであります。

申請年月日は、平成29年12月4日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し全て自己資金で賄うということで、証明書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 平井純子委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1の案件について審議いたします。地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、12月20日吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。

農地の状況は、キウイフルーツが2本、柿が2本植えられておりました。

周辺農地への影響は、申請地の北、西は住宅で東が駐車場、南に農地が隣接していますが、日照等の影響は特段ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在アパート暮らしをしております。

両親が高齢になってきたことや、子どもの成長に伴い住宅の建築を検討し始めていたとのことです。両親に相談をしたところ、父が所有している土地に建築をしてもよいこととなったため、今回申請をされたものです。これにより、子どもの面倒をみてもらうこともでき、将来的に両親の介護が必要になったとしても安心して暮らすことができるとのことです。

申請年月日は、平成29年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等に対し全て融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請同時申請済みで特段問題ないと担当課から聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接地と一体での利用となっており、見込みは立っています。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査した委員は私ですが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 ご説明いたします。

整理番号1の方は、市内で建築資材のリース業を行っている法人です。市内で新たに農業参入したい意向があり、この度申請をされたものです。また、農地については、市内で事業を展開していることから、事業地から近い土地を申請されたものです。

栽培方法は高床式砂栽培で施設園芸を行う計画です。高床式ですので、障がい者の方にも負担なく働けるよう考えているとのことです。

この栽培方法は、葉物や果物など、幅広く栽培が可能とのことで、将来的には6次産業化も視野に入れているとのことです。

そのようなことから、農業経営を開始するために申請されるものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されま

す。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

整理番号2の方については、平成24年に利用権設定を行っている個人で、今回は継続の申請になります。

飯能市の基本構想に適合するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

5番 高床式砂栽培では、当初は何を栽培する計画ですか。

事務局 ミニトマト、パクチー、チンゲンサイ等になっています。

5番 今後は果樹等も展開する計画はあるのでしょうか。

事務局 営農計画では、ブルーベリーなども行う意向があります。

5番 必ずしも高床式というわけではないということでしょうか。

事務局 高床式は施設栽培になります。ブルーベリーは高床式ではない予定です。

推2番 農業部門には、新規で参入されるわけでしょうか。

事務局 新規となります、高床式栽培については、昨年から既に試行的に農地以外の土地で始めています。

2番 契約については、どのような内容になっていますか。

事務局	1反当たり、3万で計算をしていると聞いております。
2番	賃料が高いように感じますが、どうなっているのでしょうか。
事務局	今回はビニールハウスを設置することから、やや高めの設定をしていると聞いております。
議長	その他何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を閑谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成29年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	担当	リーダー	局長	会長

平成30年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 5 番 利根川哲委員、6 番 中里元委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】平成 29 年度農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を行い、平成 30 年 1 月 26 日（金）から平成 30 年 1 月 30 日（火）までの 5 日間を重点パトロール期間とし、違反等が発見された場合は事務局へ連絡することで、決定した。 <p>【2】認定農業者・農業青年会議所・農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局から当日の資料等について説明を行った。 <p>【3】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より、説明を行った。 <p>【4】飯能市鳥獣害対策協議会の委員の選出について</p>

	<ul style="list-style-type: none">・事務局より説明を行い、吉田勝紀委員を選出することで決定した。
5. 閉　　会	<ul style="list-style-type: none">・会長より閉会を宣言した。　　(午後2時56分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第1号の整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>なお、本議案中、本人に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、1名の委員には、ここでご退席願います。</p>
	<p>【1名の委員 退席】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>農地法第3条の整理番号3-1について、1月20日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現地は大字大河原字蜂平地内にございます。</p> <p>農地の現状は、草は生えておりますが、管理はされており良好でありました。</p> <p>譲受人は、大字大河原地内で農業経営をしており、農業経営の拡大をしたく申請することです。</p> <p>譲受人から作付け計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。計画は、牧草地です。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事されていますので、申請地取得後も従事されると考えます。</p> <p>また、通作については自宅から申請地は目の前にありますので、問題ないと考えます。</p> <p>以上のことから、この申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>農地法第3条の整理番号3－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字大河原にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、乳牛を中心に行っております。</p> <p>所有地については、全て農業の目的で使用をしております。</p> <p>また、通作に関してですが、自宅から申請地は目の前ですので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年1月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、フロントローダー1台、バキュームカー1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、農地法第3条第2項の第4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	大久保博司委員のご説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なし】
議長	無いようでしたら、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。1名の委員に入室していただきます。

【1名の委員 入室】

議長

続きまして、整理番号3-2について、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

農地法第3条の整理番号3-2について、1月20日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字落合字宮下地内にございます。

農地の現状は、綺麗に管理されておりました。

譲受人は、大字落合地内にて農業経営をしており、農業経営の拡大をしたく申請されるとのことです。

譲受人から作付け計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。計画は、さとも、ネギとなっています。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事されていますので、申請地取得後も従事されると考えます。

また、通作については自宅から申請地は徒歩10分とのことで、問題ないと考えます。

以上のことから、この申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、農地法第3条の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字落合にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜や水稻を中心に行なっております。

所有地については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩10分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けたため申請するものです。

申請年月日は、平成30年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、冷蔵

庫3台、耕うん機5台、軽自動車1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、農地法第3条第2項の第4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人としては、営農の拡大に適した土地だと考えます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、審議を行います。整理番号5-1の案件について、地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

農地法第5条の整理番号5-1について、1月20日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字永田字西裏地内にございます。

農地の現状は、道路との段差はなく、更地となっておりました。

周辺状況は、北東側は、道路を挟みますが、宅地造成中でした。

南西側は、レストランが建築されております。

この転用による周辺農地への影響ですが、少し離れた所に田がありますが、特段の問題はないと考えます。

以上現地調査において、この申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、現在妻、子の3人で生活をしております。家族全員が車を所有しており、所有地内で駐車スペースの確保に努めてきましたが、所有地が手狭なため、苦慮していたとのことです。

そうしたところ、申請地を譲り受けることができることとなったため、今回申請をされたものです。

また、今回の申請地は、申請者の自宅の目の前であり、駐車場としては申し分ない土地になります。

申請年月日は、平成30年1月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての経費に対し全て自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、新たに建物ができるものではありません。特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。

推1番 中里元委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なし】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 借受人は、農のある暮らし飯能住まい第2号として今回の畠の近くで同じ大字上畠地内への居住を計画されております。こちらについては来月の農業委員会の総会へ議案として提出される予定です。飯能市が推進する農のある暮らし飯能住まいに共感されて移住希望を持たれており、先行して農地を借り受け現在の土地所有者より指導を受けながら、季節の野菜等の作付けを始められるそうです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

口、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

7番 この地域での鳥獣等の被害はどうでしょうか。

8番 この地域は、そこまで多くはないです。

5番 年齢はいくつくらいでしょうか。

事務局 40代で、奥様と二人での移住となる予定です。

5番 農業の経験はありますか。

事務局 農業経営の経験はありませんが、農業体験イベントには積極的に参加しており、市が行ったイベントにも複数回参加をしております。

5番 主として、農業をやっていくということでしょうか。

事務局 専業ではなく、兼業農家という形になると思います。
また、貸渡人からの支援も受けながら作業をされる予定です。

推2番 土地を取得したいという場合は、どのようにになりますか。

事務局 こちらの地域の下限面積は、5aとなっております。

推2番 この方が住むほうも、宅地内に家庭菜園を設ける予定ですか。

事務局 その予定です。

推2番 飯能住まいに限らず、例えば非農家であっても、同じような形で農地を取得あるいは賃借ができるということでしょうか。

事務局 非農家の新規就農者が入ってくることを想定して、下限面積をそもそも引き下げておりますので、そのような場合でも可能となります。

推2番	飯能住まいだからこのような方法で手続きをしているということではないということでおよしいでしょうか。
事務局	そうなります。
議長	他にございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
6番	整理番号4-4は、所有者本人が事業者となるのでしょうか。
事務局	事務局に届出がされている時点では、経営者は所有者本人と伺っております。
議長	その他何かありますか。
	【なし】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を吉田勝紀会長から申し上げます。
会長	以上をもちまして、平成30年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	担当	リーダー	局長	会長

平成30年2月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 4 番平井純子委員、7 番 綿貫幸進委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より（案）の説明を行い承認された。 <p>【2】認定農業者・農業青年会議所・農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会結果報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より意見交換会の結果について報告を行った。 <p>【3】農地パトロールの状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員より農地パトロールの状況報告を行った。 <p>【4】都市計画審議会委員の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局で説明を行い、吉田勝紀会長を都市計画審議会委員に推薦することとなった。

- | | |
|--------|---|
| | <p>【5】平成30年農業委員会新年会の会計報告について
・幹事より会計報告を行った。</p> |
| 5. 閉 会 | <p>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時50分)</p> |

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、本議案については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5に関連する事項がございますので、あわせて審議いたします。

よろしいでしょうか。

【なし】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5をご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5の案件について審議いたします。

地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、2月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について報告します。

申請地は大字下畠字渡戸原地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

譲受人から露地野菜の作付け計画書が提出されており、利用権設定により借り受けた農地が適正に耕作管理されているところから、申請地取得後も適正に耕作されると考えております。

通作についても、同様に特段の問題はないと考えております。
以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。
また、譲受人は現在農地を所有していないことから許可が下りれば下限面積を減少させたことへの実績にもなります。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について報告します。
申請地は同じく大字下畠字渡戸原地内にございます。
農地の現状は、保全管理されていました。
周辺農地への影響ですが、東西に宅地が隣接しており、南側は市道に接しています。北側の農地は議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1の申請地です。以上のことから、特段の影響はないものと考えます。
申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。
説明は以上です。

- 議長 事務局から補足説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。
譲受人は、大字上畠にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。先月利用権設定を行い、農地を借りております。
譲受人は、露地野菜を中心に行っております。
借入地230m²については、適正に営農管理が行われております。
また、通作に関してですが、現時点でも居住地から利用権設定した農地を適正に営農管理しており、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5が許可された場合は、申請地の隣接地に居住することになりますので、より適正に営農管理できることが見込めます。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、農業機械の所有はありませんが、利用権設定における貸渡人から農機具を借り受けて使用しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項

4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを、利用権設定されている農地と申請地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、葛飾区の借家にて居住しています。

以前より、自然を感じながらの生活をしたいと考えており、併せて通勤に支障の無い土地選定をされていたとのことです。そうしたところ飯能住まい制度を活用し、土地所有者から了承が得られたので、申請をされたものです。

飯能住まい制度としては2件目の認定となります。類型は農地取得型での利用となります。

申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等を全て融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時に提出されていますが、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長	同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1ならびに議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5の案件について質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1の案件について審議いたします。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、2月21日に石田常夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字小瀬戸字道上地内にございます。 農地の現状は、綺麗に耕うん管理されていました。 周辺農地への影響ですが、周囲に宅地が隣接しており、北側に耕耘管理さ

	<p>れた畠が隣接していますが、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、現居住地が手狭なため、代替の移住先を検討していたところ、申請者の父所有の申請地を借りられることとなったことから、住宅敷地となく申請したことです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。</p> <p>申請者は、現在妻と二人暮らしで、借家にて生活をしており、手狭なことと、居住地の契約更新などが近づいたことにより、自己用住宅の建築を計画していたとのことです。</p> <p>そうしたところ、申請者の実父から申請地を借受けることができることとなつたため、今回申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等を自己資金および融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時に提出されており、特段問題ございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	同行して現地調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2の案件について審議いたします。 地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、2月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下畑字保入地内にございます。 農地の現状は、保全管理されていました。 周辺農地への影響ですが、西側の農地に接していますが、特段の影響はないものと考えます。 申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在入間市の賃貸アパートにて妻と二人で生活をしております。

以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、入間市や飯能市で土地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては3件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。

申請年月日は、平成30年2月1日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等を自己資金および融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時に提出されていますが、特段問題ございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接した2筆と一体利用する事業計画が提出されており、特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長

なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3の案件について審議いたします。
地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、2月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は大字上畠字中堂地内にございます。
農地の現状は、保全管理されていました。
周辺農地への影響ですが、周囲は農地に囲まれていますが、特段の影響はないものと考えます。
申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。
申請人は、現在市内の賃貸アパートにて生活をしております。
以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、生活環境の変化を最小限に留め、通勤形態にも影響しない範囲で、家庭菜園ができる土地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。
飯能住まい制度としては5件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。
申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。
次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等を自己資金および融資にて賄うということで関係書類等の確認をし

ております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時に提出されていますが、特段問題ございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4の案件について審議いたします。

地区担当委員は私ですので、内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、2月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畠字中堂地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、周囲は農地に囲まれていますが、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在市内の借家にて生活をしております。子どもが3人おり、現在の住居が手狭になったところから、生活環境や通勤環境を変えることなく、家庭菜園を楽しめる土地を選定していたとのことです。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては4件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。

申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等を全て融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時に提出されていますが、特段問題ございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長	同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6の案件について審議いたします。 地区担当委員は私ですので、内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、2月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上畠字前田地内にございます。 農地の現状は、耕うん管理されていました。 周辺農地への影響ですが、周囲は農地に囲まれていますが、特段の影響はないものと考えます。 申請理由としては、申請者は申請地周辺で営農しており、申請地を農業用施設および駐車場用地として利用したく申請するものです。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、東京都千代田区に本社を構え、飯能市内で足場等レンタル業を行っている法人です。申請地周辺で運営している施設園芸の農作業員用の駐車場を設置したく、申請が出されたものです。 申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、施工を自社で行うため必要となる資金は発生しません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、举手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7の案件について審議いたします。

地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、2月22日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下名栗字馬場地内にございます。

農地の現状は、耕うん管理されていました。
周辺農地への影響ですが、北側に宅地、東西に道路用地、南側は堀に囲まれており、特段の影響はないものと考えます。
申請理由としては、景観および生活環境の利便性を備えた土地へ移住したく選定していたところ、条件の見合う申請地を譲り受けることができることになったことから、住宅敷地として利用したく申請するものです。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在横浜市にて、息子の所有する住宅に居住しております。以前から転居を考え、景観および生活環境の利便性を備えた土地へ移住したく土地選定をしていたとのことです。条件としては、消防署が近くにあること、傾斜地ないこと、周辺に住宅があること、バス停が近くにあることなどで、申請地はその全てが満たされている土地であるとのことです。

申請年月日は、平成30年2月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等を全て自己資金にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特段ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

	説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。
推9番	平井純子委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
10番	申請者単独で居住する予定ですか。
事務局	申請者単独での居住と聞き取りしております。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 次に報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、平成30年2月総会を閉会いたします。

担当	担当	主査	リーダー	局長	会長

平成30年3月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 9 番大久保博司委員、10 番山下富司委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について 議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)について 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消について 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地改良委員の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明し、委員により農地改良委員が選出された。 <p>【2】人・農地プラン策定地区に係る意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より日程について説明した。

5. 閉 会

【3】平成30年度農業委員会総会の会議室の変更について

- ・事務局より平成30年度農業委員会総会の会議室の変更について報告した。

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時30分)

議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1の案件について審議いたします。 地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、3月21日綿貫幸進委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字芦苅場字久保地内にございます。 農地の現状は、栗の育樹および、保全管理されておりました。 譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。 譲受人の所有地はありませんが、生計を共にする父親所有の農地は全て耕作をされており、主にブドウを中心に行なっているとのことです。申請地でも同様の作付計画が提出されています。 また、通作については自宅から車で約15分ほどとのことです。 以上、現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思思います。 以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字芦苅場地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。 譲受人は、ブドウ等を中心に行なっています。 所有地はございませんが、農地法第2条第2項の規定により当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内として同一世帯の父親が該当するため、父親の所有している農地も經營農地とみなします。經營農

地24, 658m²については、全て適性に管理されております。

また、通作に関してですが、車で15分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、耕耘機2台、スピードスプレヤー2台、草刈機1台、運搬機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。

7番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長	なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1の案件について審議いたします。 地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、3月21日に石田常夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字大河原字中平地内にございます。 農地の現状は、耕作はされておらず、保全管理されていました。 周辺農地への影響ですが、宅地に囲まれており影響はないものと考えます。 申請理由としては、現在の居住地が手狭になり移住先を検討しての申請とのことです。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。 申請人は3人暮らしで借家にて生活をしておりますが、手狭なため移住先を検討していたとのことです。 そうしたところ、所有をしている土地の隣の申請地を借受けることができ

ることとなったため、今回申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年3月2日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等に対し自己資金および融資にて賄うということで、関係書類を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請同時申請済みで特段問題ないと担当課から聞いております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接地の雑種地と一体利用する計画が示されており、特段の支障はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました石田常夫推進委員何かござりますか。

推1番

中里元委員の説明のとおりです。

議長

それでは、質疑に入ります。質問、意見等はございますか。

【なし】

議長

無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、3月21日に山下富司委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下川崎字三入地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、南側斜面のため影響はないものと考えます。

申請理由としては、学校法人の事業としてサッカー場が不足しているため、申請地をグラウンドとして利用したく申請したことです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

申請者である学校法人のサッカーボール部員の増加にともない、練習用のグラウンドが不足しており、増設を検討していたとのことです。

そうしたところ、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定により申請ができるものと判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました山下富司委員何かございますか。

10番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3の案件について審議いたします。

地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、3月21日に野口栄一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩沢字河原地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、周辺が宅地に囲まれているため影響はないものと考えます。

申請理由としては、借り受けていた資材置場を返却することになり、申請地を代替地の資材置場として利用したく申請したことです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請者は既存の資材置場返却に伴い、代替地を探していました。

そうしたところ、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年3月2日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等に対し全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かござりますか。
推7番	大久保博司委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
2番	申請地は筆が複数に分かれていますが、今回の申請に伴い分筆したのですか。
事務局	当初から現状の公図のようになっております。
議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4の案件について審議いたします。
	地区担当委員は私ですので、代わって内野推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第2番号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、3月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
	申請地は、大字上直竹下分字宮ノ脇地内にございます。
	農地の状況は、綺麗に耕うん管理されていました。
	周辺農地への影響は、申請地の南側は河川の法面となっており、北側は道路に接しているため、影響は特段ないと思います。
	説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請者は申請地近隣の事業地でコンクリート製造販売業を営んでおります。現状で資材の入れ替えが難しいため、作業を行うのに十分なスペースの確保が必要となり、事業地からほど近い申請地を譲り受けることができるこことなったため、申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年3月2日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等を全て自己資金にて賄うということで、預金残高を確認しております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査した委員は私ですが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なし】</p>

議長	無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明いたします。 農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。平成30年2月総会の議案その他1により事前にご確認いただきました【資料】のとおり、飯能市農業委員会では農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、1に「遊休農地の発生防止・解消について」、2に「担い手への農地利用の集積・集約化について」、3に「新規参入の促進について」それぞれ定めるものです。 本日、ご承認いただけたのち（案）をとり、飯能市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、ホームページ等で公表することとなっています。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
5番	指針を定めたのち、農業委員会の活動としては、どのように定めるのですか。
事務局	本日、飯能市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針をご承認いただいた際には、指針を参考に個別の活動計画として、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご審議いただく事になります。
4番	指針について、各委員の個別の活動について、具体的な内容を明記する事はできますか。
事務局	各委員の個別の活動については、農地利用最適化推進1・1・1運動に基づいて活動スケジュール等をご審議いただくことになるかと思います。

議長	その他、何かございますか。
	【なし】
議長	無いようでしたら、承認すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	ご説明いたします。 農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後に効力が生じます。 整理番号1の方は、平成30年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、平成30年4月から飯能市に新規就農する方です。飯能市の新規就農者として人農地プランの中心的な担い手農家となる意向が示されております。経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー等です。販路として、主にスーパーでの販売を行っています。 整理番号2の方は、平成27年3月に埼玉県農業大学校を卒業され、営農拡大を目指して平成28年7月に法人化しました。主にサツマイモを作付する営農計画が提出されています。 整理番号3の方は、農業経営拡大を目指し、申請地で利用権の設定を受けたく申請しました。主にネギ、ダイコン、落花生等を作付する営農計画が提出されています。 整理番号4の方は、平成30年4月から2年間の期間で実施する農業塾の研修場としての利用権の更新となります。 整理番号5の方は、平成25年3月に就農しました。無施肥無農薬の自然栽培で、固定種野菜を露地栽培で生産および販売しています。経営作物としては、トマト、ナス、キュウリ、ニンジン、ネギ、ダイコン、ホウレンソウ、大豆、麦等です。販路は、個人宅への季節のお野菜セットの販売、ならびに自然食品店や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。その他に野菜の苗の販売や、収穫体験等の農業イベントの運営も行

っています。

整理番号6の方は、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、平成29年4月に新規就農した方です。経営作物としては、多品目の露地野菜を作付する営農計画が提出されています。

整理番号7の方は、化学肥料無使用の自然栽培で営農しています。経営作物としては、主に小麦を作付しており、レストランへ卸しています。他に固定種のキュウリ、トマト、ナス、ピーマン等を作付しています。また、野菜の生育等について子供達が学習できる場を提供する計画も示されています。

整理番号8の方は、飯能市農林産物加工直売所ヘルバーブ、じゃがいも、のらぼう菜、ブロッコリー等を出荷しています。

整理番号9の方は、父親からの経営移譲に伴い農地の利用権設定を受けています。主な経営作物は茶や露地野菜等となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、整理番号1から整理番号9いずれも認められると判断されます。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、2名の委員には、ここでご退席願います。

【2名の委員 退室】

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長

なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、承認することといたします。
2名の委員に入室していただきます。

【2名の委員 入室】

議長 次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出の取消について、報告第3号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいいたします。

【なし】

議長 なしとのことですので、次にその他事項に移ります。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長 以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

事務局 閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。

会長職務代理 以上で、平成30年3月総会を閉会いたします。